

富岡町帰町計画

(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成28年3月

福島県富岡町

町民の皆さまへ

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、住み慣れた古里を離れ、県内外で避難生活を余儀なくされている町民の皆さまに、心から御見舞を申し上げるとともに、日頃より町政運営に対してご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

町は、平成 27 年 6 月に策定した富岡町災害復興計画（第二次）で掲げた「どの道を選んでも、ふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町」、「これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域を目指して」のスローガンのもと、町民の皆さまの一日も早い生活再建はもとより、町内の徹底した除染、上下水道などのインフラ復旧、医療や住宅環境の整備など、皆さまが安心して戻ることのできる古里の再生に全力で取り組んでおります。

震災と原発事故から 5 年が経ちましたが、今あらためてこれまでの長い月日を振り返ってみれば、発災直後の大混乱、慣れない土地での不自由な生活、全てにおいて先行きが見えないという計り知れない不安など、世界に類を見ない困難な状況の中にあっても、町民の皆さま一人ひとりが下を向くことなく、子どもの未来、富岡の未来のために尽力されてきたものと実感しています。そして、日に日に大きくなる皆さまの“ふるさと富岡”への思いに後押しされ、私も、決して町の復興を諦めることなく、山積された課題の一つひとつに向き合い、着実に歩んで来られたものと思います。

富岡町災害復興計画（第二次）では「早ければ平成 29 年 4 月の帰還開始を目指す」との具体的な目標を掲げました。「帰還開始」に向けて、町内で再び暮らし始めるための、安全・安心の確保と生活に必要な機能の回復は言うまでもありませんが、それが終着であってはなりません。町民と町がともに創生していくために、「町民一人ひとりの“心”の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興」の実現に向かうスタートとしていく必要があります。

町は、本計画書を基に、町民一人ひとりの帰還の考え方を十分に尊重し、帰町検討委員会や除染検証委員会による客観的な町の状態評価と議会をはじめとする町民の皆さまの意見をお聞きして、帰還開始の時期を見極めていきます。

そして、そこを出発点として皆さまのさらなるお力をいただきながら町の再生・発展への取り組みを継続してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、様々な課題が多い中、本計画の策定にあたり、帰町検討委員会委員をはじめ関係各位のご尽力に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

富岡町長 宮本 皓一

目 次

第1章 はじめに 1

1. 趣旨 2
2. 本計画の位置づけ 3
3. 計画期間 4
4. 富岡町の現状と課題 6

第2章 帰還開始時期と帰還に関する考慮要件 9

1. 帰還に対する考え方 10
2. 帰還に関する考慮要件 13

第3章 目標と重要施策 19

1. 人口目標 20
2. 基本目標 21
3. 基本目標別施策 25
 - 基本目標1 安全・安心な生活の再生 25
 - 基本目標2 定住の促進 33
 - 基本目標3 富岡の文化と絆の再生・継承 47

参考資料 53

- 人口推計 53
- 富岡町帰町検討委員会 委員 61
- 検討経緯 62

本計画の構成（富岡版地方創生の考え方）

本計画は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けた町の地方創生総合戦略として、帰還を進める上での要件や施策を定めています。

本計画に示した「帰還に対する考え方」と「帰還に関する考慮要件」、「町内の生活環境を充実させる施策」に基づき、地方創生の基盤となる帰還環境の整備を進めます。



第1章 はじめに

帰町計画の目的・趣旨や上位計画等からみた位置づけ等、基本的な事項を設定します。

第1章 はじめに

1. 趣旨

- 富岡町は、地方創生の基盤を構築するため、町民一人ひとりに寄り添った帰還環境を整えます。
- 町民一人ひとりの帰還判断に資する「帰還に関する考慮要件」を整理し、適正に評価します。
- これらを踏まえ適切な「帰還開始時期」を見極めます。

本町は、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」）による複合災害により、今もなお避難指示が継続され全町民が避難生活を余儀なくされています。

このような中、2015（平成27）年6月、本町は震災及び原発事故からの復興を目指し、町民に寄り添った生活再建とふるさと富岡の再生・復興を目指す「富岡町災害復興計画（第二次）」（以下、「第二次災害復興計画」）を策定しました。

第二次災害復興計画では、震災以降初めて「早ければ平成29年4月の帰還開始を目指す」と帰還開始の目標時期を明らかにする一方、帰還に関しては「町民一人ひとりの判断を尊重する」との姿勢を示しました。

このため、本町では、町を創生する「まち・ひと・しごと」を整えることに先立ち、町内における放射線量をはじめ、医療施設や商業施設、居住環境の整備など、町民の皆さまから寄せられる多くの不安や課題に対し総合的に取り組み、町民や新たな住民が円滑に帰還し安全かつ安心して暮らせる生活環境を整えることが必要と考えます。このことから、

- ・「人々が安全かつ安心して暮らせる生活環境の整備」と「町の活力・豊かさを取り戻す取り組み」を進め、
- ・町民一人ひとりの帰還判断に資するための「帰還に関する考慮要件」を客観的に評価しながら、
- ・適切な「帰還開始時期」を見極める計画として

「富岡町帰町計画」（以下、「帰町計画」といいます。）を策定します。

2. 本計画の位置づけ

(1)国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と帰町計画との関係

政府は、以下に示す目的や基本目標を定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に作成しました。

しかし、避難指示が継続し、全町民が町外避難を余儀なくされている本町は、多くの町民が町内での生活を前向きに捉えることができず、地域を創生する基盤も失われるなど、全国の他自治体と状況が大きく異なっています。

このため、本町においては、町民一人ひとりに寄り添った帰還環境の整備こそが地方創生の基盤になると捉え、帰還後の人口見通しを踏まえた中期的(2019(平成31)年度末)な居住人口を目標とした町内における生活環境の着実な整備と振興施策を総合戦略と位置づけるものです。

【参考】国のまち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月)

<目的>

東京一極集中を是正

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

地域の特性に即して地域課題を解決

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

<4つの基本目標>

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

(2)第二次災害復興計画と帰町計画との関係

平成 27 年 6 月に策定した第二次災害復興計画では、帰還する【第 1 の道】・しない【第 2 の道】の二者択一ではなく、今は判断できない（しない）【第 3 の道】を含めたあらゆる町民の意向を尊重しながら、町の復興を図っていくこととしました。

また、帰還時期の考え方を示すとともに、帰還開始の判断に際しては、帰還に関する考慮要件を整理し、その一つひとつの現状を評価・確認したうえで、町民の意見を聞きながら避難指示解除を検討することとしました。

- ◇早ければ 2017（平成 29）年 4 月の帰還開始をめざします。
- ◇町は帰還に向けた環境整備を進めるとともに、町民の皆さんの意見を踏まえ避難指示解除に関する判断を行います。

本計画は、これら帰還開始の判断を、「帰還に関する考慮要件」の客観的な評価を踏まえながら、町民の皆さまとともに見極めるために策定するものです。

(3)第二次災害復興計画に基づく実施計画と帰町計画との関係

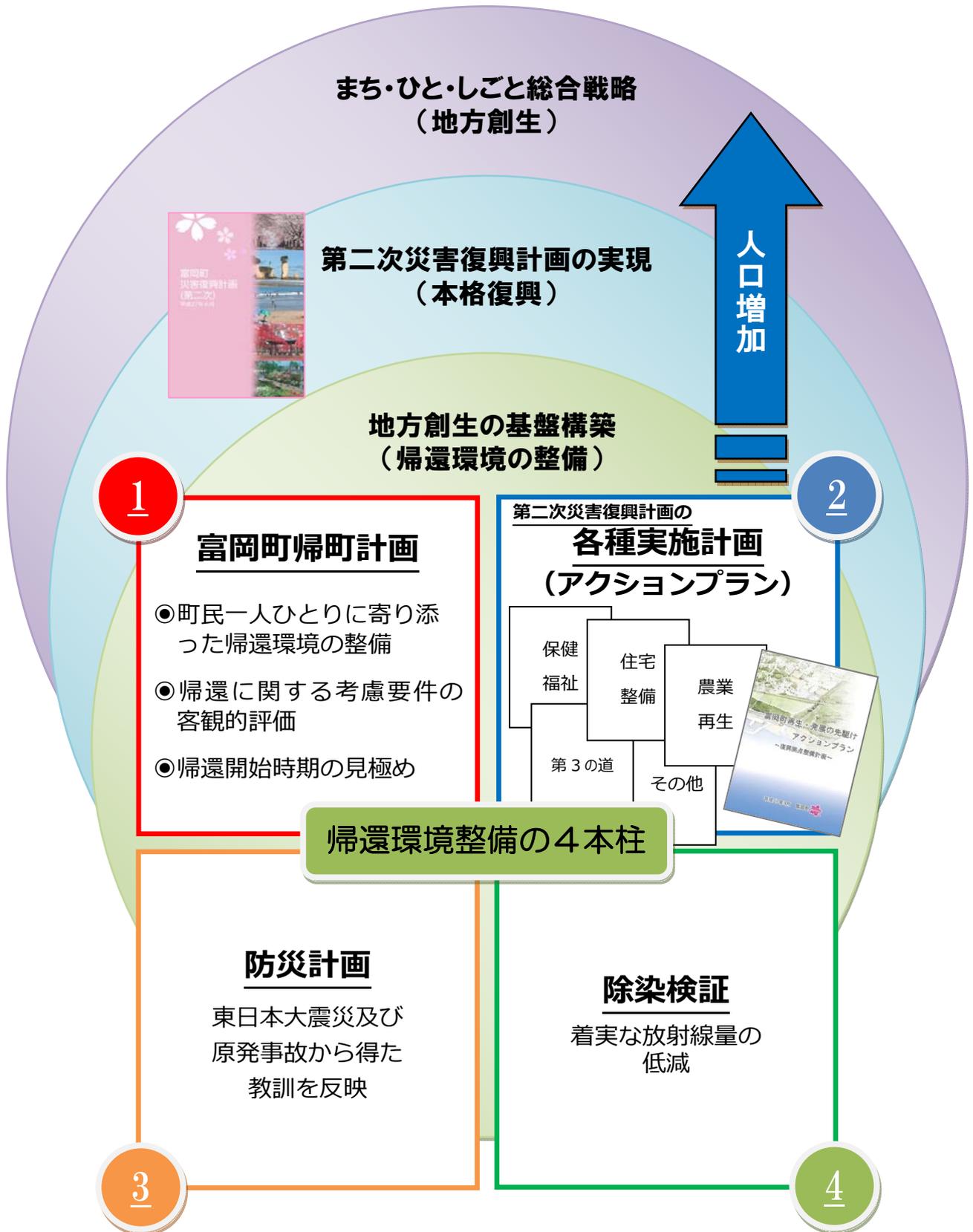
町は、平成 27 年 9 月に策定した復興拠点整備計画「富岡再生発展アクションプラン」に続き、保健福祉や農業再生、住宅整備、第 3 の道など、第二次災害復興計画の実現に向けた具体的な取組を示す実施計画の策定に着手しています。

これらと本計画、そして震災及び原発事故から得た教訓を反映した防災計画、着実な放射線量の低減を図るための除染検証の 4 つを柱として、帰還環境の整備を進めます。

3. 計画期間

帰還開始目標時期を前後する 2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの 5 カ年を計画期間とします。

《地方創生の基盤構築に向けた帰町計画をはじめとする4つの柱》



4. 富岡町の現状と課題

(1) 帰還困難区域を有する特殊な地域

原発事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」)に隣接する本町は、避難指示解除準備区域、居住制限区域のほか、放射線量が高く、未だ除染計画が定められていない帰還困難区域の3区域に分かれ、他自治体とは全く異なる状況に置かれています。

(2) 放射線に対する不安への対応

町内生活を営むにあたっては、放射線の身体に及ぼす影響が町民の大きな不安要因となっています。

本町が本格復興を果たしていくためには、徹底した除染と除染廃棄物などの管理のほか、土壌や食品の放射性物質検査や内部被ばく検査をはじめとする健康管理など、放射線への不安を払しょくすることが不可欠です。

(3) 治安・防災への対応

原発事故により、町内に本署を設けていた福島県双葉警察署や双葉地方広域市町村圏組合富岡消防署も避難せざるを得ない状況となりました。

町内で生活を営むためには、早い時期の本署機能再開と、さらなる町との連携強化、既存の防犯カメラを有効利用した治安維持、さらには、防潮堤などの防災減災対策が求められています。

(4) 地域産業の再生

原発事故により、農業をはじめとする本町の第一次産業は壊滅的な被害を受けました。特に田畑の荒廃と風評被害が本町農業の未来に大きく影を落としており、農業再生と振興に向けた各種取り組みが求められています。

また、商工業においても、顧客の減少や労働力不足により町内での事業を見通せないところが多く、再開や継続に対する支援が求められています。

(5)公共交通の再生

震災及び原発事故により、浜通り地方における交通の要であるJR常磐線が寸断されています。さらに町民の足となっていたバスやタクシーなどについても、事業再開の見通しが立っていません。

このため、町内の公共交通網はもとより、本町と近隣市町村を結ぶ広域的な交流促進を図るため、運輸事業の再開に向けた支援が求められます。

(6)公益サービスの再生

平成27年10月に役場機能の一部を町保健センター内で再開するとともに、平成29年4月の帰還開始目標を見据え、公共・公営施設の復旧・整備を進めています。また、住民が日常的に利用する郵便や集配、金融などの公益サービス再開に向けた協議も開始しています。

町内で再び暮らし始めるということは、あたりまえの生活ができることであり、様々な公益サービスを提供できる環境整備が求められています。

(7)医療・介護人材と施設不足への対応

避難指示により医療機関及び福祉施設は全て休止し、再開の見通しは立っていません。

高齢者や高齢者を支える家族が安心して生活を送られるよう、保健、医療、介護が連携した居宅支援や介護施設の環境整備が求められます。

(8)教育環境の整備

震災及び原発事故により、本町の子どもたちは避難先での区域外就学又は三春町内に設置した富岡町立幼・小中学校での学校生活を送っています。

本町の未来を担う世代を育てるためにも望ましい教育環境を整えることは重要であり、児童生徒の放射線に対する不安を払しょくし、無用な被ばくを避ける対策を施された町内の学校施設や教育施設の整備を進めることが求められます。

(9)人口流出の変化に対する対応

本町は、夜の森地区及び曲田地区における土地区画整理事業をはじめとする住環境の整備を積極的に推進し、福島県内でも数少ない人口増加の町でした。

しかし、震災及び原発事故によって人口の減少は歯止めがかからない状況に置かれています。

こうした人口減少は地域の経済や人材育成、高齢者福祉の充実に影響を及ぼすことにとどまらず、本町においては風土文化の継承など、心のよりどころとなる「ふるさととしての存在感」の喪失につながります。

このため、早期に復旧・復興を進め、いち早く暮らしの中で文化を継承し育める環境を整えることが求められます。

第2章 帰還開始時期と帰還に関する考慮要件

帰還に対する考え方を整理し、帰還開始の判断材料となる帰還に関する考慮要件を設定します。

第2章 帰還開始時期と帰還に関する考慮要件

1. 帰還に対する考え方

- 「帰還開始」を早期の町内生活を望む町民の帰還実現と本格復興への第一歩と捉え、「早ければ2017（平成29）年4月の帰還開始をめざし」、「避難指示解除」の時期を国・県と協議します。
- 「避難指示解除」に関する国・県との協議においては、「帰還に関する考慮要件」を総合的に評価するとともに、議会をはじめ町民の皆さんの声を十分にお聞きします。
- 町民の皆さん一人ひとりの「帰還する」、「帰還しない」の判断を尊重し、「避難指示解除」をもって、町民の皆さんに帰還を強制することはありません。
- 町民一人ひとりの帰還の判断材料とするため、「帰還に関する考慮要件」の評価を継続的に実施し、町民の皆さんにお知らせします。
- 帰還困難区域についても、その再生を「富岡復活の象徴」＝「心のふるさと拠点」と位置づけ、避難指示区域の見直しや将来的な避難指示解除を見据え、除染をはじめとした環境回復と地域全体の再生発展に取り組みます。

町は、第二次災害復興計画に基づき、「早ければ2017（平成29）年4月の帰還開始をめざし」ています。

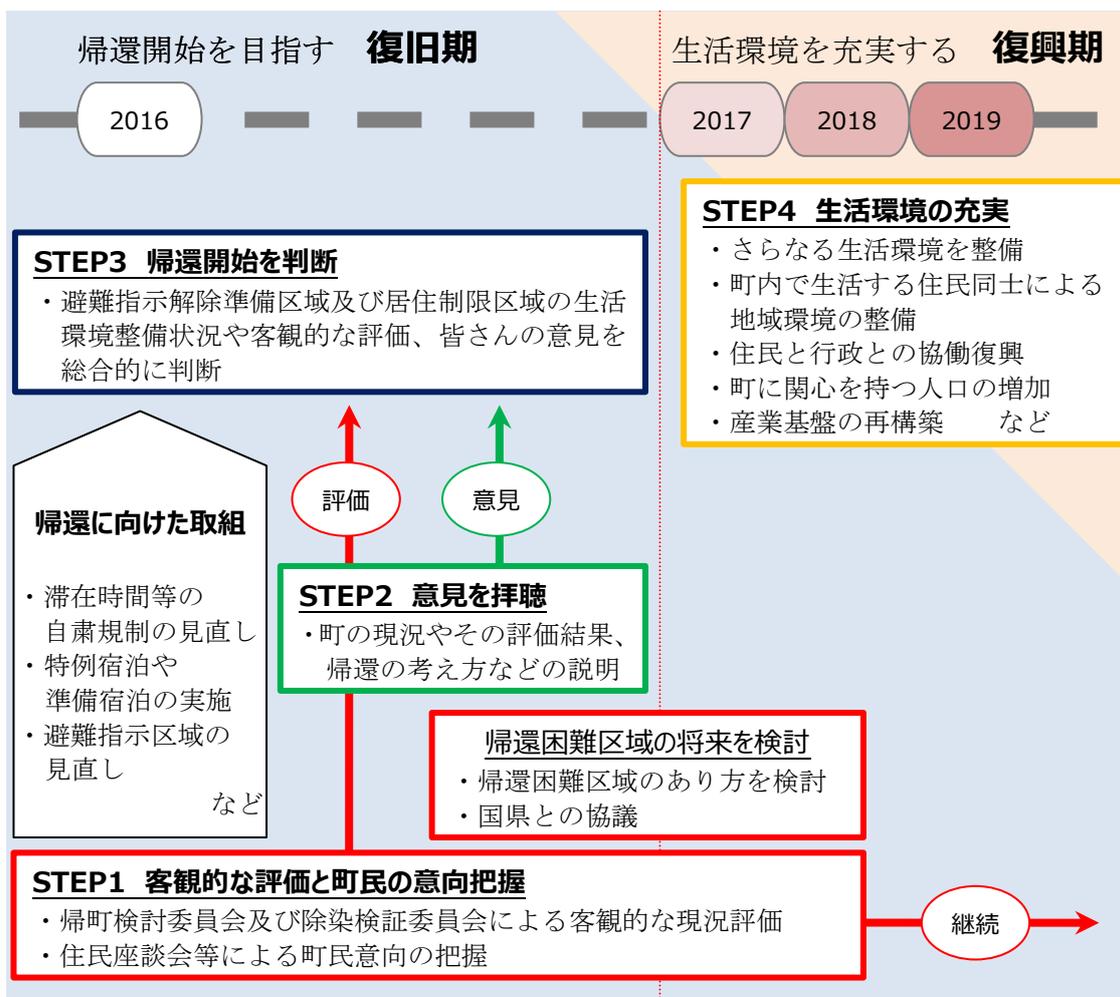
避難指示解除は国が判断するものですが、政府はその要件として、「追加被ばく線量」、「生活環境の復旧」、「地元との協議」を挙げています。

避難指示解除に対し町は、早期の町内生活を望む町民の声を踏まえつつも、安全安心な暮らしができる状態を確認する必要があります。また、町に戻って町民と共にまちづくりを再開させることが本格復興の第一歩であるとも考えます。

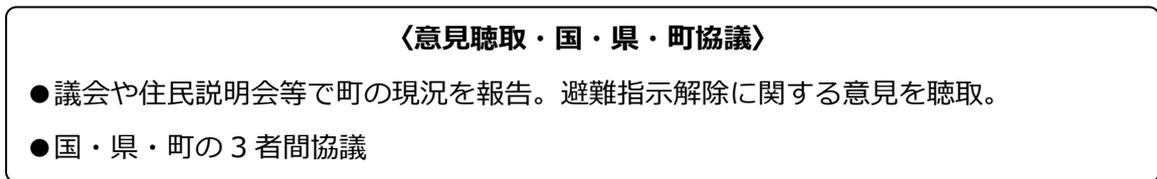
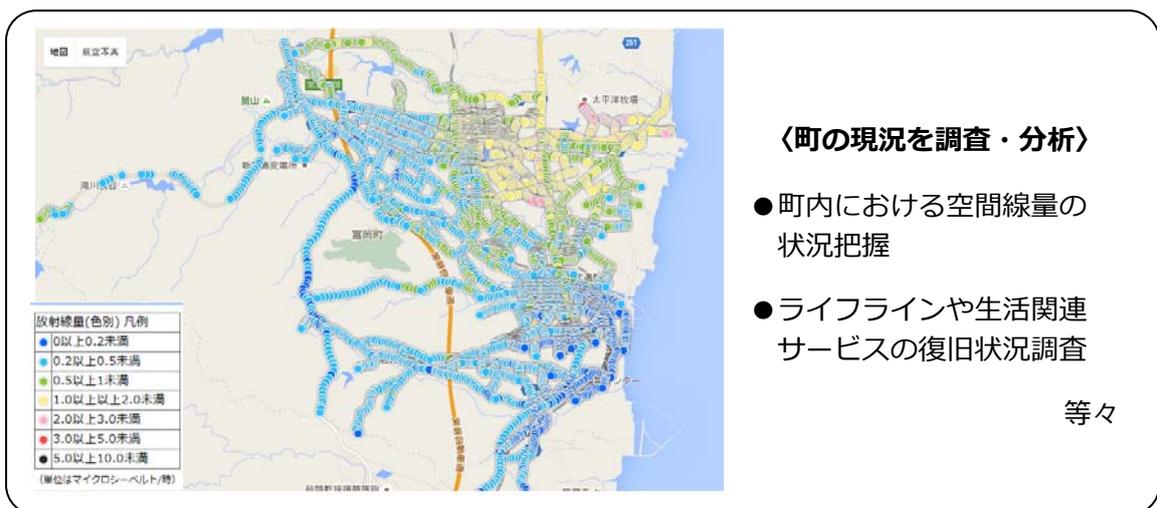
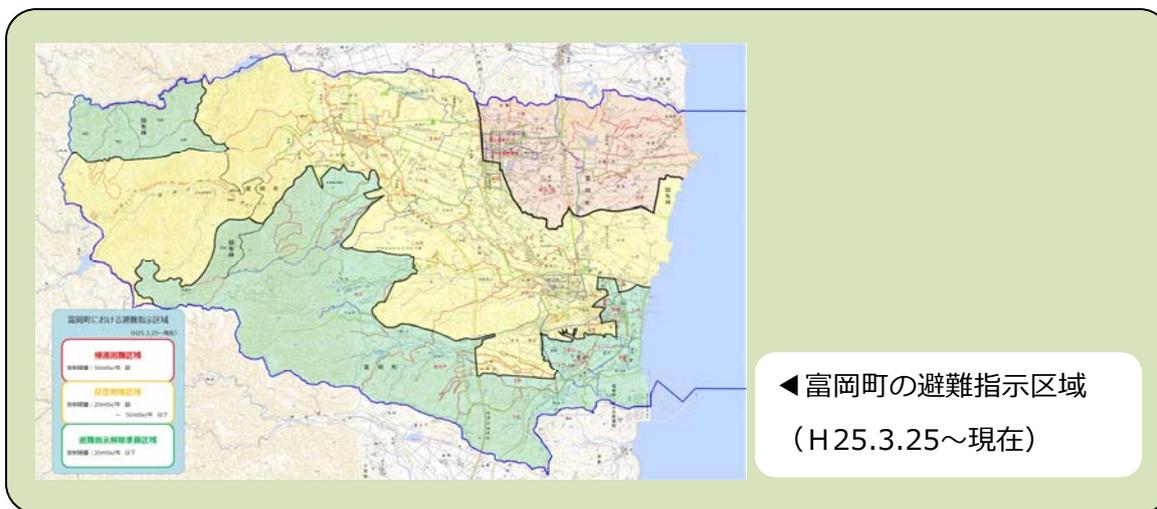
このため、早期の町内生活を望む町民が安全安心に生活でき、町民と共にふるさと再生に本格的に取り組める状態を「帰還開始」と捉え、除染の進捗や放射線量の推移、生活関連サービスの整備状況などの町の復旧・復興状況を評価するとともに、特例宿泊・準備宿泊の状況や議会をはじめとした町民の皆さんの声を十分に踏まえて、「避難指示解除」の時期を国・県と協議します。

一方、避難指示解除は町民の皆さんを強制的に帰還させるものではありません。放射線に関する受け止め方や帰還に関する考え方はそれぞれ異なるため、帰還するかしないかは町民一人ひとりの判断を尊重します。

町は、町民一人ひとりの帰還の判断材料とするため、避難指示解除後も町の復旧・復興状況を継続して評価し、町民の皆さんに情報提供していきます。



〈避難指示解除（帰還開始）に至るまでの流れ〉（イメージ）



避難指示解除（避難指示区域の見直し）

2. 帰還に関する考慮要件

ふるさとでの生活を安心安全に営むためには、

安全の確保 と 生活に必要な機能の回復

の2つを充足することが必要です。

本計画では「帰還に関する考慮要件」を上記2つの観点から整理します。

また、帰還に関する考慮要件に対し町の現況を専門的見地から客観的に評価することが必要です。

このため、放射線に関する有識者や行政関係機関、産業、教育など専門的知見を持つ委員で構成する第三者機関「富岡町除染検証委員会」や「富岡町帰町検討委員会」により客観的に評価・検証します。

【安全の確保】

町で生活する上での安全が確保されていること。

〈考慮要件 7項目〉

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 除染作業 | 2. 放射線量の推移 |
| 3. 放射性物質に汚染された廃棄物の管理・処分 | 4. 放射線モニタリングの実施 |
| 5. 放射線影響への対応 | 6. 原子力発電所の安全対策 |
| 7. 防災及び防犯・防火対策 | |

【生活に必要な機能の回復】

帰還開始時まで、住民の生活に必要な公共インフラや生活関連サービスの機能が回復する、または、その見通しが立っていること。

〈考慮要件 14項目〉

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. ライフライン | 2. 道路 |
| 3. 公共交通 | 4. 住宅 |
| 5. 商業 | 6. 介護・福祉 |
| 7. 医療 | 8. 金融・郵便 |
| 9. 公益サービス | 10. 農業 |
| 11. 産業 | 12. 教育環境 |
| 13. 郷土文化 | 14. スポーツ・レクリエーション |

〈帰還に関する考慮要件と評価対象〉

- 町は、早期の町内生活を望む町民の帰還実現と本格復興に向けた「帰還開始（避難指示解除）」を目指し、その時期を見極めていきますが、**町民の皆さん一人ひとりの「帰還する時期（帰還しない）」の判断を尊重**します。
- ここで定めた「帰還に関する考慮要件」は、町が行う「帰還開始（避難指示解除）時期」の判断材料となるもので、**これらがどの程度充足されているかという評価を基に議会や町民の皆さんと「帰還開始（避難指示解除）時期」を検討**していきます。
- 町民の皆さんそれぞれの帰還判断の際にも、町の状況をはかる参考としても活用いただきたく、**継続的に評価**していくものです。
- 「評価イメージ」は**継続的な評価の過程で出される結果をあらかじめイメージとして示したもので**、町は、ここに示したような**各要件の評価結果を段階的にお知らせ**していきます。

【安全の確保】

考慮要件	評価対象	【参考】評価イメージ※		
除染作業	○除染の進捗	・ 除染の完了時期が明らかとなっている	・ 除染が完了している	
		・ 空間放射線量が局所的に高い箇所の再除染計画が示されている	・ 空間放射線量が局所的に高い箇所の再除染が進捗している	・ 空間放射線量が局所的に高い箇所の再除染が完了している
		・ 未除染区域の除染方針が示されている	・ 未除染区域の除染計画が示されている	・ 未除染区域の除染が進捗している
放射線量の推移	○空間線量の低下	・ 除染により生活圏における空間線量が低下している	・ 再除染により生活圏における空間線量がさらに低下している	・ 町内の空間線量が十分低下している
放射性物質に汚染された廃棄物の管理・処分	○仮置場での管理 ○仮置場からの搬出	・ 仮置場での一時保管が安全に管理され、周囲に放射線の影響を及ぼさない	・ 仮置場からの搬出計画が示され、搬出作業が進められている	・ 仮置場からの搬出が完了している
放射線モニタリングの実施	○食品や水道水、土壌、屋内外の放射線量測定体制	・ 継続的モニタリングの実施体制が整っている	・ 継続的モニタリングが実施され、モニタリングの補完的調査（個別調査）体制が整っている	

※評価イメージは、帰還に関して総合的に評価・判断される際の参考として提示するものであり、個々の考慮要件の評価におけるレベルを示すものではありません。

考慮要件	評価対象	【参考】評価イメージ※		
放射線影響への対応	○放射線に対する理解を深める取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 放射線に対する理解を深めるリスクコミュニケーションを始めとした取り組みがなされている 	<ul style="list-style-type: none"> 町民が放射線に対する知識を深め、安全安心な生活を送るための対処方法を理解している 	
原子力発電所の安全対策	○町民への情報提供や監視体制	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の安全対策を、国県が監視している 町として、国県の監視体制を確認するとともに、町民への情報提供など、透明性を確保するための取り組みがなされている 		
防災及び防犯・防火対策	○防犯体制	<ul style="list-style-type: none"> 警察署が町内で一部再開し、定期的な町内巡回体制がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> 警察署が町内で再開（24時間常駐）している 	
	○防火体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防署が町内で一部再開し、火災発生時の初動体制が整っている 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署が町内で再開（24時間常駐）している 	
	○有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲等の対策がとられている 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣による被害がほとんどない 	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣が生活圏内でほとんど確認されない
	○災害発生時の避難に係る施設	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難施設等の整備計画が示され、一部確保している 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難施設等の整備が進捗している 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の避難施設等の整備が完了している
	○津波に対する多重防御施設	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤や河川護岸など多重防御施設の整備計画が示されている 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤や河川護岸など多重防御施設の整備が進捗している 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤や河川護岸など多重防御施設の整備が完了している
	○災害発生時の避難・誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> 町防災計画が改定され、避難・誘導體制が確立されている 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練を始めとする防災訓練を実施している 	

※評価イメージは、帰還に関して総合的に評価・判断される際の参考として提示するものであり、個々の考慮要件の評価におけるレベルを示すものではありません。

【生活に必要な機能の回復】

考慮要件	評価対象	【参考】評価イメージ※		
ライフライン (上下水道・電気 ・ガス・通信)	○供用・供給体制 ○メンテナンス体制	・ライフライン（上下水道・電気・通信）が 使用再開できる状態にある ・ガスの供給体制が整っている	・修理・修繕などの対応が迅速にできる体制が整っている	
道路	○幹線道路や生活道路	・幹線道路が復旧している ・生活道路のうち、幹線道路や生活サービス 施設に直結する主要な道路が復旧してい る	・広域幹線道路（県道小野・富岡線や常磐道 追加 IC など）の整備計画が示され、事業 が進捗している ・生活道路が復旧している	・広域幹線道路が整備され、広域アクセスが向 上している ・町内の道路整備・改良により生活道路の利便 性が向上している
公共交通	○JR 常磐線 ○公共交通機関	・JR 常磐線 竜田駅～富岡駅間の運行再開の 見通しがある ・JR 常磐線富岡駅前広場の整備計画が示され ている ・路線バス等の再開見通しがある	・JR 常磐線 竜田駅～富岡駅間の運行が再開 している ・JR 常磐線富岡駅前広場が整備されている ・路線バス等が再開している	・JR 常磐線が全線復旧している
住宅	○個人住宅 ○災害公営住宅	・個人住宅の修繕及び屋内清掃体制が整って いる ・町内における災害公営住宅整備計画が示さ れ、部分的に整備されている	・個人住宅を改築・新築できる環境が整っている ・町内における災害公営住宅の整備が進捗 し、入居者の受け入れが進んでいる	・町内における災害公営住宅の整備が完了して いる
商業	○買い物環境	・最低限の買い物環境が整っている ・地元商店の再開見通しがある	・地元商店が再開し、買い物環境が充実して いる	・買い物環境が充実し、高齢者・要配慮者など の買い物を支援する体制が整っている

※評価イメージは、帰還に関して総合的に評価・判断される際の参考として提示するものであり、個々の考慮要件の評価におけるレベルを示すものではありません。

考慮要件	評価対象	【参考】評価イメージ※ 		
介護・福祉	○介護・福祉施設	・町外の介護・福祉施設との広域連携体制が確保され、日常的に介護・福祉を受けられる環境が整っている	・町内で介護・福祉施設が再開または新設する計画が示されている	・町内で介護・福祉施設が再開または新設されている
	○在宅介護支援体制	・在宅介護が受けられる体制づくりの計画が示されている	・在宅介護ができる体制が整っている	
医療	○町内における医療機関	・町内の一次医療が確保されている ・保健福祉計画が示されている	・町内で医薬品等が受領できる	・町内における医療機関が充実している
	○救急・二次医療体制	・双葉郡の周辺自治体において、救急・二次医療の体制が確保されている	・双葉郡内で二次医療を担うことのできる病院が再開されている	・双葉郡での医療体制が充実している
	○双葉郡内における医療体制	・医療機関への救急搬送体制が整っている		
金融・郵便	○金融機関、郵便・集配等のサービス環境	・ATMを始め金融機関、郵便・集配等のサービスが再開される見通しがある	・日常的に金融機関、郵便・集配等のサービスを受けられる環境が整っている	・町内において金融、郵便、集配等の事業が再開されている
公益サービス	○公共・公営施設	・町役場の再開見通しがたっている	・町役場が町内で再開されている ・主な公共・公営施設が利用可能な状況になっている	・震災前の町内の公共・公営施設の大部分が再開されている
	○生活ごみ	・一般廃棄物の収集・運搬が可能な状況になっている		
農業	○農業振興	・農業振興に関する計画が示されている	・農業振興の取り組みが進んでいる	・町内で営農再開できる環境が整っている
産業	○事業の再開	・町内事業者の事業再開が進んでいる		
	○雇用の確保	・町内事業者の事業再開または町外事業者の進出による（再開・進出見込みも含む）雇用確保の見通しがある	・町内での企業・事業所等の再開や町外からの企業・事業所等の誘致が進み、町内での雇用が確保されている	
		・新たな産業集積の構想がある	・新たな産業集積に向けた取り組みが進められている	・新たな産業集積による雇用が確保されている

※評価イメージは、帰還に関して総合的に評価・判断される際の参考として提示するものであり、個々の考慮要件の評価におけるレベルを示すものではありません。

考慮要件	評価対象	【参考】評価イメージ※ 		
教育環境	○低線量地区内における学校施設等の復旧	・町内における低線量地区内の学校施設等の復旧・整備計画が示されている	・町内における低線量地区内の学校施設等が復旧している	・保育園、幼稚園、小・中学校が再開されている
	○児童生徒の受け入れ環境	・近隣町村の保育園、幼稚園、小・中学校と連携した教育環境の見通しがある	・近隣町村の保育園、幼稚園、小・中学校と連携した教育環境が整っている	
	○児童生徒が安全に通学できる環境	・近隣町村の保育園、幼稚園、小・中学校へ通学可能な移動手段（スクールバス等）が確保されている	・通学路等、児童生徒が安全に通学できる環境が整っている	
郷土文化	○町内での祭りやイベント	・祭事等に係る関係団体が集える機会がある	・町内で祭りやイベント等を実施する体制が構築されている	・町内で震災前の祭り、郷土芸能、イベント等が再開されている
	○郷土芸能の保存継承活動	・郷土芸能の保存継承活動団体が集える機会がある	・郷土芸能の保存継承活動が再開される体制が構築されている	・郷土芸能の保存継承活動が再開されている
スポーツ・レクリエーション	○スポーツやレクリエーション	・町内の文化・交流・体育施設の復旧計画が示され、再開見通しがある	・スポーツやレクリエーションの実施可能な場所が確保されている	・スポーツやレクリエーションのイベントが開催されている

※評価イメージは、帰還に関して総合的に評価・判断される際の参考として提示するものであり、個々の考慮要件の評価におけるレベルを示すものではありません。

第3章 目標と重要施策

人口目標とその達成に向けた3つの基本目標を設定した上で、帰還に関する考慮要件の充足に向けた施策を策定します。

第3章 目標と重要施策

1. 人口目標

目標指数：平成31年度末における居住人口 3,000～5,000人

総合戦略では、政策の「基本目標」を明確に策定し、それに基づき適切な施策を提示するとともに、施策の進捗状況について重要業績評価指標（KPI：Key Performances Indicator）で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要があります。

今回の総合戦略はふるさとでの生活に関することであり、

町民一人ひとりが町内における生活環境の充足度や 町の状況を理解した上で個々の判断により帰還すること

であるため、居住人口が町の復旧・復興の状態を推し測るものと考えます。

そこで、推計人口に、生活環境充実施策の展開による帰還人口の上乗せを考慮し、平成31年度末（平成32年）に目標とする町内居住人口を3,000人～5,000人と設定いたしました。

なお、今後取り組む施策ごとにその達成度を測るために適切な数値目標（重要業績評価指標：KPI）を設定する必要がありますが、町民がふるさとで生活するという選択は、一つの施策のみで判断できるものではなく、町の状況を始め、家族、生活スタイルなどを総合的に考慮して判断しなければならないことから、個々の施策には設定せず、全体的評価として設定することとしました。

KPIの達成度の検証にあたっては、町の現況を専門的見地から客観的に評価するため、帰町検討委員会が検証し、これら検証結果を次年度の取組や次期戦略に反映することとします。



2. 基本目標

(1) 3つの基本目標

本計画を含む復興拠点整備計画（平成27年9月作成）や保健・福祉、農業方針（仮称）、「第3の道（長期待避・将来帰還）」などの様々な実施計画の相乗効果により、初めて町内で生活を営む環境が成り立ちます。

また、必要に応じ段階的に実施計画に取り組むことで、町内で生活を営む環境づくりを一層効率的に取り組むことにつながります。

さらに、町内の生活環境を充実する施策を講じ、人が人を呼び、地域内の経済が循環し、さらなる復興を進め、双葉郡の中核としての役割を担うため、町民の帰還と暮らしの再開に重点的に取り組みます。

加えて、国においては帰還困難区域内の本格除染にかかる議論が開始されようとしていることから、夜の森の桜並木や交流が盛んであった夜の森公園などが町民の“心のよりどころ”となるよう、当該地域の環境整備について検討を始めます。

〈基本目標 1〉 安全・安心な生活の再生

震災・原発事故によって損なわれた安全・安心を取り戻すため、放射線対策の充実、町民が戻って生活することに心身ともに満足し、将来にわたって安心して生活ができる生活環境の充実を図ります。

重要施策

- 迅速・丁寧・徹底した除染と継続的なモニタリング調査を国に求めます。
- 個人の健康管理対策を実施し、放射線への不安を解消します。
- 廃炉作業等の安全管理や放射線管理等の情報を正確に伝えるため、情報の発信機能を強化します。
- 地震・津波等自然災害対策や防犯、防火対策を、国や県と連携・協力し、着実に実行します。

〈基本目標 2〉 定住の促進

医療や介護など高齢者が健康で生きがいをもって生活できる環境づくりや地域の活力となる若い世代が活躍できる働く場所の確保、さらには就労の支援や住宅環境の整備などに取り組むことによって、戻りたい町、住み続けたい町と思える生活環境の充実を図ります。

重要施策

- 生活に不可欠なライフラインや交通基盤の復旧整備、行政機関等の公益サービスの再開や利便性の充実に向けた取組を確実に推進します。
- 災害公営住宅の建設や既存の町営住宅の利活用等、町全域の住宅環境を段階的に整備します。
- 賑わいを再生するため、町内商工業事業者の事業再開や金融機関等の再開を支援します。
- 保健福祉実施計画に基づいた医療、介護福祉関連事業を推進します。
- 稲作や畑作の実証栽培により食の安全性を確認し、農業を通じた生きがい形成に努めます。
- 地域産業の回復支援や廃炉等災害関連産業の事業展開、さらにはイノベーション・コースト構想等に基づく国際共同研究棟を核とした関連企業の積極的な誘致により産業集積を促進します。

〈基本目標3〉 富岡の文化と絆の再生・継承

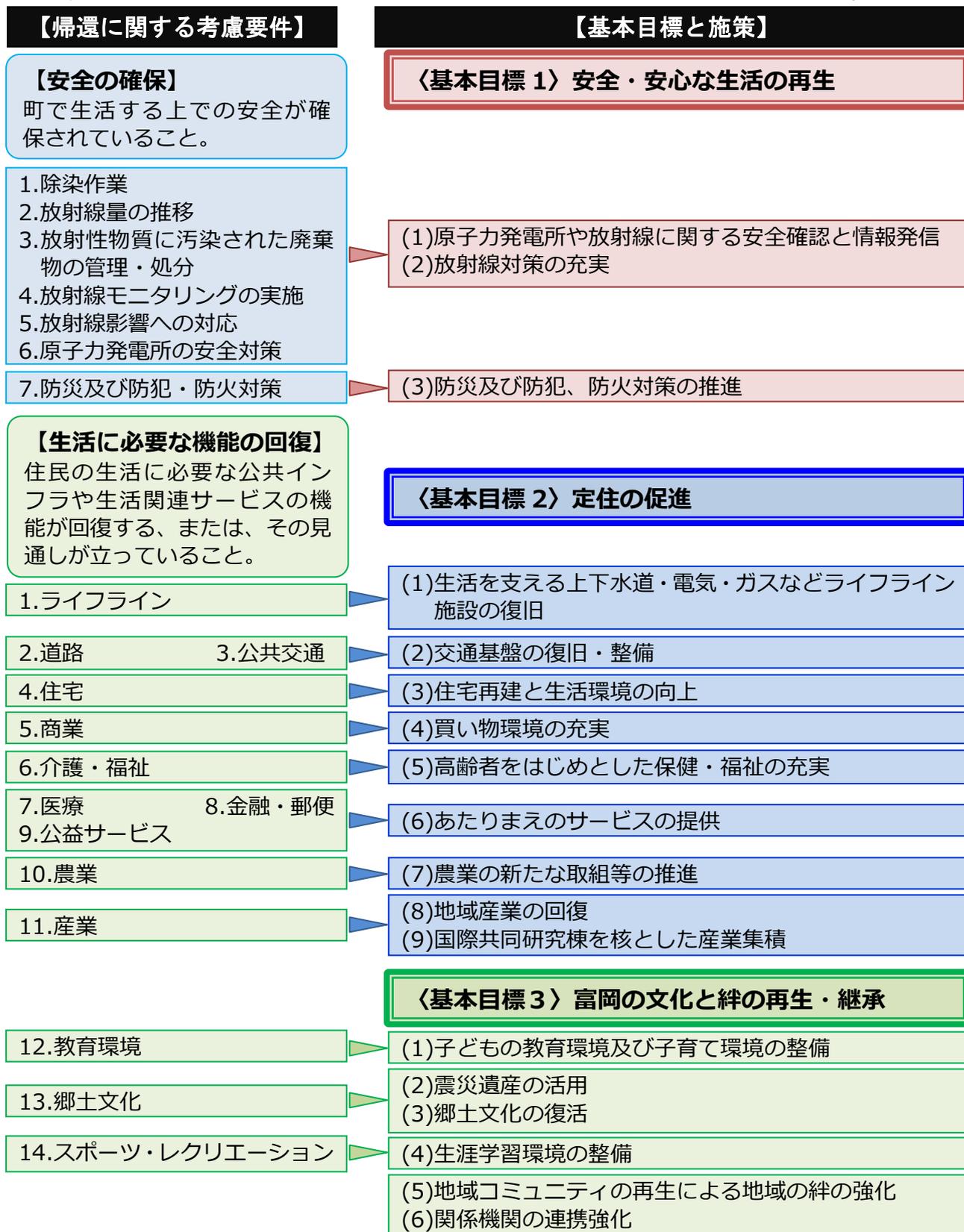
町民同士の絆が再生され、町内で生活する全ての方が富岡の文化を愛し、郷土愛を育む機会を創出するため、伝統行事の復活や高齢者も含めた文化交流の場の設置を図るとともに、町民によるまちづくり活動の活性化、スポーツやレクリエーションを通じた町民同士の触れ合いの場や機会の創出を支援します。

重要施策

- 学校施設や教育施設を復旧整備し、学べる環境を整備します。
- 震災や原発事故を風化させないため、震災遺産を活用した事業や文化を継承する団体育成に努めるとともに、低線量地区に交流公園やアーカイブ拠点施設等を整備します。
- 震災前のふるさと富岡の郷土芸能等の保存・継承に努めます。
- 新たな交流拠点を形成するため、スポーツや文化交流等生涯学習の場の創出を推進します。
- 町内で生活する全ての住民と行政が協働の精神をもち、復興の先駆者的存在となるような活動体制を整えます。
- 双葉郡内の関係機関の連携をより一層強化し、“ふたばは一つ”のスローガンのもとで効果的、効率的に双葉郡全体の復興に取り組みます。

(2) 施策の体系

帰還に関する考慮要件の充足に向けた施策体系を以下に取りまとめました。



3. 基本目標別施策

3つの基本目標達成に向けて具体的な施策に取り組み、本町の再生と地方創生の実現を目指します。

基本目標 1 安全・安心な生活の再生

(1)原子力発電所や放射線に関する安全確認と情報発信

福島第一原子力発電所の廃炉作業や福島第二原子力発電所の安全管理、特定廃棄物の管理型処分場の正しい情報を広く発信します。

施 策	具体的な取り組み
廃炉作業の安全確認	○廃炉の過程における事故に備えた原子力防災計画の策定 現在進められている廃炉作業における事故など、最悪の事態を想定した避難等の対策を防災計画として立案します。
情報発信拠点の整備	○東京電力福島第二原子力発電所エネルギー館の再開 情報発信館としての機能の再開を求め、福島第一原発の廃炉措置の状況や福島第二原発の安全対策の広報を促します。 ○特定廃棄物管理型処分場に係る情報発信館（仮称） 管理型処分場における特定廃棄物の管理状況を広く周知します。

(2)放射線対策の充実

住民が安心して生活を送り、賑わいを取り戻すためには、放射線対策を徹底することが必要です。放射線に対する不安を少しでも払しょくするため、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
速やかな除染活動の推進	<p>○生活圏における空間線量の十分な低減</p> <p>生活圏における徹底した除染を国に求め、町民が日常的に安心して生活できる線量まで低減を図ります。</p> <p>○里山の除染の推進</p> <p>日常生活と密接な関係にある「里山」への早期の着手と確実な実施を国に要請します。</p> <p>○帰還困難区域の除染の推進</p> <p>帰還困難区域は、将来的な復興の姿を具体化した上で、除染の早期着手を国に要請します。</p> <p>○農地・山林・ダム・ため池などの放射線量調査及び除染検討・実施</p> <p>農地や山林、ダムやため池等の放射線量の実態を調査し把握した上で、除染方策の検討を行い、除染の実施を国に要請します。</p> <p>○国の除染計画や新たな避難指示区域設定の早期具体化などに対する要請</p> <p>町全域の避難指示解除を早期に実現していくため、帰還困難区域の除染計画や避難指示区域の再編等に向けて、国・県と協議を継続します。</p>
仮置き場及び廃棄物処理施設の適正運用	<p>○除染廃棄物などの仮置場の適正な管理</p> <p>除染により発生する廃棄物については、仮置き場における適正な管理を確認するとともに、早急な中間貯蔵施設への移動を求めます。</p>

	<p>○除染廃棄物などの減容化の推進</p> <p>焼却や破碎による除染廃棄物等の減容化を求めるとともに、減容化施設の安全な運転と減容後の廃棄物の安全かつ確実な処分を求めます。また町は継続して作業の監視を行います。</p> <p>○中間貯蔵施設への廃棄物輸送路の確保</p> <p>廃棄物の仮置場から中間貯蔵施設への輸送にあたっては、輸送路の指定を行うとともに、輸送の安全確保を求め監視します。</p>
<p>健康管理対策の推進</p>	<p>○放射線に対する健康管理、相談支援体制の充実</p> <p>放射線への不安を解消するため、健康に関わる管理、相談機会・場を身近に準備するとともに、参加者の間で不安を共有することで心の負担を軽減させるような座談会形式での相談の場を準備します。</p> <p>○放射線による健康リスク軽減に向けた町内の空間線量把握と日常生活支援</p> <p>放射線による健康リスクを軽減し、帰還町民の不安を払しょくするため、町内の除染状況や空間線量を踏まえた最新医療情報・知見に基づく留意事項の指導など、日常生活の支援を徹底して行います。</p> <p>○放射線の影響から子供の健康を守るための保健・医療サービスの強化</p> <p>放射線の影響から子供の健康を守るため、内部被ばく検査、甲状腺検査体制の強化、受検率の向上等保健・医療サービスの強化に取り組めます。</p>

	<p>○内部被ばく検査の実施</p> <p>安全・安心と将来にわたる健康管理を確保するため、福島県が所有する移動型ホールボディカウンタ搭載車の派遣を要請し、内部被ばく検査を行います。</p> <p>○甲状腺検査の実施</p> <p>子どもたちの健康を長期に見守るため、県と協力し継続的な甲状腺検査を実施します。</p> <p>○放射線被ばくデータの集積</p> <p>町民に配布した健康管理手帳や個人線量計（D-シャトル）を最大限活用し、個人の健康管理を行います。</p>
放射線に関する情報の提供	<p>○食品、水道水などの放射線量検査の実施</p> <p>町内生活で最も関心のある食品や水道水などの放射線量検査は確実に実施し、その結果は常に町民に公表します。</p> <p>○町民への線量計貸出</p> <p>自宅などの暮らしに身近な場所の空間線量の把握のため、町民への線量計の貸し出しを行います。</p> <p>○モニタリング設備の充実</p> <p>きめ細かな測定ができるようにモニタリング調査の充実を図ります。</p> <p>○放射線モニタリング情報の発信</p> <p>町内で実施している走行サーベイなどの各種モニタリング情報をわかりやすくホームページ等でお知らせします。</p>

	<p>○放射線を始めとした原発、除染等に関する資料の収集・発信・学習機会の提供による基礎知識の周知</p> <p>町内における空間線量の測定結果を町広報誌やホームページ等で公表するとともに、放射線に関する講習会等を実施し放射線の基礎知識の周知をさらに強化します。</p>
--	---

(3)防災及び防犯・防火対策の推進

地震・津波により沿岸部では多大な被害を受けました。災害や防犯、防火への不安を解消し帰還する方々が安心して暮らせるために、地震・津波などの自然災害対策や防犯・防火対策を、国や県と連携・協力し着実に実行します。

施 策	具体的な取り組み
<p>防災関連対策施設等の整備</p>	<p>○原発事故や地震・津波被災を踏まえた土地利用や居住地整備</p> <p>津波被災地については、JR常磐線より東側において住居等の建築を制限するとともに、被災した集落に防災集団移転促進事業を適用し、津波被害から町をまもる土地利用の再編を推進します。</p> <p>○海岸防災林の整備</p> <p>毛萱仏浜地区海岸においては、津波被害の軽減に寄与する海岸防災林の整備を推進します。</p> <p>○海岸保全施設の整備促進</p> <p>発生頻度の高い津波（L1 津波）による被害からの防護に向けて、富岡漁港以南の海岸堤防の嵩上げ改修を行います。</p> <p>○河川改修事業の促進</p> <p>地震による崩壊や発生頻度の高い津波（L1 津波）による被害からの防護に向けて、富岡川の河川堤防の嵩上げなどの改修を行います。</p>

	<p>○防災関連施設の整備</p> <p>避難所や避難場所、避難ルートなどの防災関連施設の整備を推進します。</p> <p>○公園の防災対応化の検討・整備</p> <p>津波などからの避難場所となる公園に、避難者の防災備蓄等の施設整備を推進します。</p>
<p>災害時に対応した社会システムの構築</p>	<p>○防災無線など情報伝達設備の充実</p> <p>自然災害等の危険を迅速に伝達する防災行政無線など、情報伝達設備の充実を推進します。</p> <p>○緊急時避難情報システムの構築</p> <p>激甚化する自然災害等に対して、人命を守る上で不可欠な緊急時避難情報システムの構築を推進します。</p> <p>○被害想定の実施及び実践的な地域防災計画の策定</p> <p>地震・津波、風水害、原発事故等を想定し、実効性のある防災・減災対策を定める地域防災計画を策定します。</p> <p>○避難行動要支援者台帳の整備</p> <p>避難行動要支援者の所在を事前に把握し、災害時の避難行動支援に資する「避難行動要支援者台帳」を整備します。</p> <p>○災害時における迅速・確実な避難に資する避難計画の策定</p> <p>被害想定に基づいて、避難場所・避難ルートを実際に歩きながら計画するなど、実効性のある避難計画を立案するとともに、当該計画に基づく避難訓練を実施します。</p>

	<p>○既存集会所などの防災機能の向上</p> <p>既存集会所の避難所としての機能を高めるため、耐震化を行うとともに、防災備蓄倉庫や再生可能エネルギーを活用した自家発電などの対策を実施します。</p> <p>○災害時に必要な食料などの備蓄の充実</p> <p>避難所となる集会所等への食糧や燃料などの防災備蓄を推進するとともに、震災の経験を教訓に、各家庭での防災備蓄の定着に向けた意識の啓発も行います。</p> <p>○消防力の維持・強化</p> <p>自然災害への応急対策や防火に向けて、消火栓や防火水槽などの消防設備の充実や地域の消防体制の確保など、帰還までに消防力の強化を推進します。</p> <p>○高度情報通信技術(I C T)を活用した平時の防災情報の提供</p> <p>自然災害の発生や避難場所などの防災情報を提供するホームページ等の構築を検討します。</p>
町内の防犯、防火の推進	<p>○防犯・防火に役立つ地域コミュニティの強化</p> <p>普段から顔なじみとなれるよう、美化活動やあいさつ運動などを促進し、地域全体での防犯・防火の強化に努めます。</p> <p>○自治会単位での防犯・防火・防災組織設立の推進</p> <p>自然災害の被害軽減、火災の発生防止や延焼防止、防犯などに地域一体となって取り組むため、自治会単位での自主防災組織の設立を推進します。</p>

	<p>○防災訓練、防災教育の実施</p> <p>地震・津波や火災、洪水などの自然災害から町民の命を守るため、防災訓練の定期的な実施や、出前講座などを通じた防災教育を実施します。</p> <p>○防犯施設の整備（防犯街灯や防犯機器等）</p> <p>町内における町民の安心を確保するため、防犯街灯の整備を促進するとともに、各家庭にあっては防犯に加え有害鳥獣対策ともなるセンサーライトやセンサー付きスピーカーなどの防犯機器の導入を検討します。</p> <p>○警察・消防等との連携による防犯・防火活動の実施</p> <p>町内において町民を犯罪や火災から守り、安心して暮らせるよう、警察や消防等と連携して、パトロールなどの防犯・防火活動を強化します。</p>
--	---

基本目標 2 定住の促進

(1)生活を支える上下水道・電気・ガスなどライフライン施設の復旧

町で生活を営むためには、上下水道や電気・ガス等の供給処理設備が復旧されていることが不可欠です。

施 策	具体的な取り組み
上下水道・電気・ガスなどライフライン施設の復旧	○上下水道・電気・ガスなどライフライン施設の復旧 町内での生活再開に必要不可欠な上下水道・電気・ガスなどライフライン施設の復旧を推進します。

(2)交通基盤の復旧・整備

町で生活を営む上では、ライフラインに加え、人々の日常生活における移動を支える道路網及び鉄道、バス等の公共交通機関の再開もまた不可欠です。

施 策	具体的な取り組み
道路網の復旧・整備	○道路・橋梁等の復旧 震災・津波で被災した道路・橋梁等の復旧を確実かつ迅速に推進します。 ○広域幹線道路ネットワークの整備促進 常磐自動車道の4車線化や、ふくしま復興再生道路に位置づけられる県道小野富岡線など、広域幹線道路ネットワークの整備促進について国や県などの関係行政機関に積極的に働きかけていきます。 ○富岡南 IC（仮）の整備促進 町の復興拠点に位置づけられる岡内・曲田地区に近く、富岡川以南の地域と直結する富岡南 IC（仮）の整備を国や県などの関係行政機関に積極的に働きかけていきます。

	<p>○町内を通る幹線道路の整備</p> <p>町民の日常生活を支える幹線道路の整備を推進します。</p>
<p>公共交通網の整備・充実</p>	<p>○JR 常磐線及び富岡駅の復旧・再開</p> <p>富岡駅については、平成 30 年 3 月を目途に駅舎の復旧と富岡駅～竜田駅間の再開通をめざします。</p> <p>JR 常磐線の富岡駅以北の区間については、早期の全線開通を運行事業者に要望していきます。</p> <p>○町内公共交通機関の再開・充実</p> <p>平成 29 年 4 月を目標に、岡内・曲田地区と役場周辺を結ぶ路線バスの再開をめざします。</p> <p>町内バス路線（大熊町、川内村方面など）の再開、タクシー事業の再開やオンデマンド交通について運送事業者と検討・調整を進めます。</p> <p>○近隣市町村との連携による広域交通機関の整備・充実</p> <p>いわき市方面や相馬市方面と町を結ぶ復興支援バスの運行をめざします。</p>

(3)住宅再建と生活環境の向上

町で生活を営むためには、生活の拠点となる居住環境を速やかに整備する必要があります。被災家屋などの再建支援とともに、災害公営住宅の整備や新たな住民が住める環境整備に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
町内の住宅再建と土地・建物の管理・保全	<p>○被災住宅の解体除染や町民帰還までの継続的な除染・補修の実施要請</p> <p>被災家屋や老朽化した家屋については、解体除染を継続して実施するとともに、帰還が叶うまでの除染と補修を確実に実行していくよう国等へ要請していきます。</p> <p>○住宅リフォーム支援</p> <p>住み慣れた自宅に帰還する方、町内の空き家を取得し新たに居住する方などの需要に応えるため、住宅のリフォーム支援策を検討します。</p> <p>○空き地と空き家の把握とデータベース・マッチング支援</p> <p>町内における空き地、空き家の情報を把握し、データベース化するとともに、移転希望者や事業等利用希望者とのマッチングを支援するなど、空き地、空き家の有効活用策を検討します。</p> <p>○第三者機関による町内の土地・建物などの管理・保全</p> <p>町内の土地や建物を適切に評価し、管理・保全していくため、専門家を含めた第三者機関による管理体制の構築を推進します。</p>

<p>災害公営住宅等の整備</p>	<p>○意向調査に基づく町内の災害公営住宅整備計画の策定・整備</p> <p>既存の町営住宅や民間アパートの活用を視野に入れた、町の災害公営住宅整備計画を策定します。</p> <p>○自宅に居住できない住民対応</p> <p>帰還開始後、事情により自宅に住むことのできない町民などに対して、災害公営住宅への入居など、町内における居住確保への手立てを国や県と協力して行います。</p> <p>○新たな住民のための居住地の確保・整備</p> <p>除染や廃炉、国際共同研究棟に関連した新たな就業者などの定住に向けた居住地の確保・整備を推進します。</p>
-------------------	---

(4)買い物環境の充実

町で生活を営むためには、日常的に、気軽に買い物ができる商店が復活することが大切です。地元商店の再開支援や新たな市街地形成とともに、移動販売やネット販売等の代替的な購買手法の確保にも取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
<p>地元商店の再開</p>	<p>○商店再開へのバックアップ</p> <p>震災前に町内で従事していた商店などの再開に向けては、再開場所の確保や再開への経済支援を含め、積極的なバックアップを行います。</p> <p>○福島相双復興官民合同チームの活用</p> <p>平成27年8月に発足した「福島相双復興官民合同チーム」を最大限活用し、生活再建、事業の再生や活性化、生業や就労の回復を図ります。</p>

	<p>○御用聞き体制の構築</p> <p>身体的理由により容易に買い物ができない方々への買い物行動の支援を行う御用聞き体制の整備を促進します。</p>
移動販売やネット販売等の充実	<p>○移動販売体制の構築</p> <p>買い物弱者の発生を抑止するため、日常品の移動販売の対策について、商工会や事業者と検討します。</p> <p>○ネット販売の体制・ツールの整備</p> <p>上記移動販売に合わせ、携帯・スマートフォンやタブレット端末で利用できるネット販売ツールと販売・配送体制の構築について検討します。</p>

(5)高齢者をはじめとした保健・福祉の充実

高齢者をはじめ町民の健康を守るため、日常医療に加え、救急医療の体制を広域的な連携で構築するとともに、高齢者介護を始めとした福祉施設の復旧・整備、体制づくりに取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
保健・医療体制の整備	<p>○医療施設の整備、体制づくりと支援の充実</p> <p>平成 28 年秋の開所を目標に、町立診療所を整備し、医療体制を整えます。</p> <p>既存医療施設の再開や、日常診療施設の整備、体制づくりや運営への支援を推進します。</p> <p>○定期的な町民の健康管理状況の調査</p> <p>町民の健康維持のために、定期的な健康管理状況の調査と健康診断や健康相談・健康教室などの取り組みを推進します。</p>

	<p>○地域医療体制の確保</p> <p>地域医療体制の確保に向けて、身近な疾病予防や診療が可能となるよう、地域と医療機関が連携した取り組み体制を構築していきます。</p> <p>○広域連携による救急医療体制（救急医療施設の充実と救急搬送体制の充実）の構築</p> <p>二次救急医療などの体制を、双葉郡全体での連携により確保していきます。</p>
健康長寿を維持する環境の整備	<p>○高齢者の健康体操、料理教室などの交流の場の創出</p> <p>高齢者が安心して、そして元気に楽しく暮らせるよう、健康体操や料理教室などが楽しめる交流の場の創出と運営体制づくりを推進します。</p> <p>○高齢者の社会参加の支援</p> <p>元気で活動的な高齢者の就業やボランティア活動などの社会参加を支援します。</p>
介護・福祉の整備	<p>○介護・福祉施設の整備、体制づくりと支援の充実</p> <p>帰還町民のうち、特に高齢者や障がい者などの安心確保に向けて、既存の介護・福祉施設の再開や整備、体制づくりや運営への支援を積極的に行います。</p>

	<p>○独居高齢者・要介護高齢者世帯の見守り体制の構築</p> <p>独居高齢者をはじめ、要介護高齢者の生活支援を専門事業所に全面的に委ねるのみではなく、近所づきあいなど、近隣住民や訪問事業所等とのネットワークを最大限活かして、高齢者が安心して暮らせるよう、見守り体制を構築します。</p> <p>また、高齢者同士が役割を持ち、「見守り」、「支えあい」をしていく大切さを分かち合い、高齢者の介護予防につながるよう努めます。</p> <p>○通所・入所型介護施設の再開と整備</p> <p>帰還高齢者などへの家庭訪問や居宅介護サービス提供体制の拠点を整備します。</p> <p>平成29年4月を目途に、デイサービスセンター（通所介護）の再開をめざします。</p> <p>入所型介護施設については、当面は双葉郡内町村間の連携利用を進めながら、施設の再構築に努めます。</p> <p>○福祉・介護を支える人材育成</p> <p>帰還高齢者などの介護・福祉を支える人材の確保及び育成に取り組みます。</p> <p>○社会福祉協議会の活動支援、活動拠点の整備支援</p> <p>社会福祉協議会は、平成29年4月の町内での再開をめざすとともに、同協議会の活動拠点である総合福祉センターの再開に向けた整備を推進します。</p>
--	--

(6)あたりまえのサービスの提供

生活ごみや郵便配達などの日常的なサービス提供の整備に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
金融機関等の充実	<p>○金融機関への働きかけ</p> <p>町内で預貯金が容易になる環境を整備するため、商業施設内や駅舎などへのATM設置や移動金融車両の配置などについて金融機関との協議を進めます。</p> <p>金融機関の町内における早期営業再開について、金融機関に要望していきます。</p>
公益サービスの提供	<p>○生活再建への町民ニーズを踏まえた支援メニューの充実</p> <p>帰還時期、帰還場所、家族構成など、生活再建への意向が異なる中で、それらニーズに寄り添った極め細かな支援メニューの充実に取り組みます。</p> <p>○町役場の本格再開</p> <p>平成27年10月に一部機能を再開した町役場については、平成29年4月の本格再開をめざします。</p> <p>○重要な公共公益施設などの復旧・再開、再整備</p> <p>町役場を始めとした公共公益施設の早めかつ確実な復旧・再開を推進します。また、帰還状況により必要に応じて再整備も計画的に行います。</p> <p>○地域コミュニティ施設の整備</p> <p>地域の集会所や公園などの被害状況を確認し、順次、復旧または整備を進めます。</p>

<p>生活ごみの処理や生活環境美化の推進</p>	<p>○町内の清掃、廃棄物処理の実施</p> <p>帰還町民の生活の基礎的サービスの一つであり、また、帰還意向を維持、増加するためにも、町内清掃の徹底とごみ処理の体制構築や事業の再開を確実にを行います。</p> <p>○有害鳥獣対策、町内環境クリーン化促進事業実施</p> <p>有害鳥獣への対策を実施し、町民の生活の安全を守ります。また、居住空間全体の美化に向けた町内環境のクリーン化に積極的に取り組みます。</p> <p>○不法投棄対策の推進</p> <p>震災前に比べて町内在住人口の減少が予想される中で、不法投棄が増加することがないように、見回りを徹底するなど対策を講じます。</p>
--------------------------	--

(7)農業の新たな取組等の推進

原発事故による風評等からの農業再生のため、農業基盤の復旧に加え、6次化や食品以外の生産・加工に取り組み、新たな農業創出に向けて取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
農業の再生に向けた取組	<p>○食品の放射線量検査</p> <p>農産物への風評被害の払しょくや消費者への安全・安心に向けて、農産物の放射線量検査の確実な実施と結果の速やかな公表を推進します。</p> <p>○農産物に対する風評被害対策の推進</p> <p>農産物への風評被害の払しょくに向けて、県と連携し首都圏等でのキャンペーンなどに積極的に取り組みます。</p> <p>○新たな農業への転換に向けた実証</p> <p>これまでにない新たな農産物への挑戦や6次化などに向けて、事業化に向けた実証に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>○被災農地の有効活用</p> <p>被災農地を放棄したままとならないよう、農地以外での利用についても検討し、有効活用に取り組んでいきます。</p> <p>○除染後農地保全管理事業の推進</p> <p>農地除染後の営農再開が円滑にできるよう、農地の保全管理を地権者と連携しながら継続的に実施する体制を整えていきます。</p>
6次化等の推進	<p>○食用以外の農産品ブランド化の推進</p> <p>温暖な浜通り地方の気象条件などを活かした食用農産物以外の生産を促進するとともに、農産品ブランドの創出を推進します。</p>

	<p>○農産物の加工品や新商品・サービス開発の推進</p> <p>農産物の加工、農産物を活用した新たな商品やサービスなどの開発といった高付加価値化に向けた研究開発等を推進します。</p>
<p>農業基盤の復旧</p>	<p>○農業施設の線量調査の実施</p> <p>農地や農業施設に関しては消費者への安心に直結するため、線量調査の確実な実施を推進します。</p> <p>○農業関連施設の復旧</p> <p>被災した農業基盤施設等の復旧を早期に実施し、営農の再開可能な環境づくりをめざします。</p>

(8)地域産業の回復

本町で生活できる、そして住みたくなるような魅力ある空間を形成するため、震災前に地元で取り組まれていた地域産業の事業再開や起業意欲のある人々の支援を行うとともに、「復興まちづくり会社（仮称）」の設置に取り組めます。

施 策	具体的な取り組み
事業再開・起業等支援	<p>○事業再開・施設復旧の経済的支援</p> <p>町内事業者の町内での事業再開に向けて、施設復旧などへの経済的な支援を積極的に行います。</p> <p>○町で新たに事業を立ち上げようとする人への支援</p> <p>震災以前からの町内事業者のみならず、町内での事業立ち上げ意向のある町民や、町外の住民、法人などへの情報提供や経済支援、ビジネスマッチング等を推進します。</p> <p>○地域産業の後継者育成支援</p> <p>町内事業者の後継者の育成に向けて、人材確保や講習の開催など、人材育成プログラムの構築を支援します。</p>
地域主体の雇用の確保	<p>○復興まちづくり会社（仮称）の設立</p> <p>町で生活する上で魅力のある地域にするため、ハード・ソフトの両面から町の再生に取り組む「復興まちづくり会社（仮称）」を設置します。</p> <p>○ニーズに応じた町内における雇用確保の推進</p> <p>町民一人ひとりの帰還意向を踏まえた継続した雇用の場の確保など、帰還者のニーズに応じた就労支援を行います。</p> <p>また、女性や高齢者の就業やボランティア活動などの社会参加を支援します。</p>

(9)国際共同研究棟を核とした産業集積

廃炉や除染等に関わる事業が中長期に継続される中で、平成27年8月、本町の王塚地区内に「廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟」の設置が決定しました。

廃炉や除染、さらには国際共同研究棟に関連する企業の誘致に取り組み、雇用の場の創出を図ります。

施 策	具体的な取り組み
<p>廃炉等に関わる産業集積支援</p>	<p>○廃炉・がれき処理など災害に関連する産業での雇用確保の推進</p> <p>廃炉やがれき処理などの災害関連の直接的な雇用を確保します。</p> <p>○廃炉や除染に関する国際会議などの誘致</p> <p>廃炉や除染など世界でも類を見ない現場を背景として、関連する国際会議や産業の誘致へつなげていきます。</p> <p>○廃炉や除染に関連する産業の創出</p> <p>廃炉等技術の活用が可能な企業の誘致による新たな雇用の確保に取り組みます。</p>
<p>イノベーション・コースト構想（福島・国際研究産業都市構想）等に関わる新産業の創出</p>	<p>○富岡工業団地の整備や有効活用、販売促進</p> <p>需要に応じて工業用地を造成する「オーダーメイド方式」による工業団地整備から、企業が進出しやすい環境を事前に整備する「レディメイド方式」による攻めの企業誘致を行います。</p> <p>○「復興特区制度」の活用による新たな産業基盤・集積地の早期実現に向けた整備計画の立案</p> <p>既存の工業団地以外において、町全体の土地利用を見極め、新たな産業集積地となる候補地を選定します。</p>

	<p>○企業や大学、研究機関の誘致及び人材育成</p> <p>若年層の就業に魅力的な次世代・自然・再生可能エネルギーや放射線医療などの新たな産業分野に関連した企業・大学・研究機関等の誘致や人材育成を、国や県の協力により積極的に推進します。</p>
--	---

基本目標3 富岡の文化と絆の再生・継承

(1)子どもの教育環境及び子育て環境の整備

ふるさと富岡を継承するためには、文化や風土を未来へつなぐための人づくりが必要です。将来を担う子どもたちが町で学び、その継承者として成長できるよう、子どもたちの健康を第一に考えた教育環境や子育て環境を整える施策に取り組めます。

施 策	具体的な取り組み
子どもの教育環境の整備	<p>○低線量区域での学校再開をはじめとした町内の学校の復旧・整備、体制づくり</p> <p>町内の子どもの教育環境を維持するため、富岡幼稚園、富岡第一小学校、富岡第一中学校の再開をめざし、校舎・校庭等の復旧・整備と、学校教育実施体制の早期構築など、学校の再開可能な環境づくりを行います。また、町内の高校再開についても、県教育委員会へ継続して要望します。</p> <p>○子どもが学べる環境づくり</p> <p>学校などの早期復旧はもちろんのこと、郷土学習をはじめ防災や原発避難対策なども学ぶことのできる環境づくりを行います。</p> <p>○子どもの室内遊び場の整備検討</p> <p>町に子どもが住める環境の整備は重要であるため、子どもが安心して遊び、子ども同士・親同士が交流できる室内遊び場などの施設づくりを検討します。</p>

	<p>○保育施設運営事業を始めとした子育て支援環境の充実</p> <p>共働きの保護者のために、子どもが安全安心に生活ができる適切な保育施設の運営に取り組みます。</p> <p>また、子育て支援環境の充実に取り組みます。</p>
--	--

(2)震災遺産の活用

世界でも類を見ない地震・津波・原発事故の複合的被害を受けた自治体の使命として、震災・原発事故の教訓や富岡の文化、震災遺産を後世に伝えるため、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
震災遺産の活用	<p>○地震・津波や原発事故を後世に伝える震災遺産の保存や活用</p> <p>震災後の街並みを映像化した「MR システム」を最大限に活用し、全国に避難している富岡町民にふるさとを懐かしむ機会を設けます。</p> <p>○富岡交流公園（仮称）の整備</p> <p>人々が集う場所となり、震災と原発事故について後世に語り継ぐ記念碑や資料館を併設した新たな公園を整備します。</p> <p>○震災遺産の登録</p> <p>本町に残された震災遺産を富岡オリジナルの「富岡遺産」として後世に伝えるため、大学などの協力を得ながら大切に保管、活用します。</p> <p>○アーカイブ拠点の整備</p> <p>富岡遺産を保管し、常に公開できるアーカイブ拠点を整備します。</p>

	<p>○震災語り部の育成、教訓の継承</p> <p>震災や原発事故の現状や教訓等を風化させないよう、富岡遺産の活用やアーカイブ拠点での活動に語り部となる町民の参加を促進するとともに、その活躍の場を創出していきます。</p>
--	---

(3)郷土文化の復活

少子高齢化に加え避難先での生活が長引く中で、郷土芸能を伝承することが難しい状況となっています。ふるさと富岡を継承し、風化することなく語り継がれるようにするため、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
郷土芸能文化の伝承	<p>○町の歴史・文化、誇りに関する情報収集・発信</p> <p>震災前に町にあった伝統芸能や文化財など、町の歴史・文化遺産を発掘・収集しデータベース化するとともに、それら情報発信方法を検討、実施します。</p> <p>○地域の祭りや踊りなどの文化・郷土芸能の再開（保存・継承）</p> <p>約 400 年の歴史がある麓山の火祭りや神社の浜下りなどの文化・郷土芸能を地元で行うための支援体制を構築します。</p> <p>○新たな住民への伝承</p> <p>富岡で生活する方々を始め、町と関わりを持つ方々が郷土芸能文化の伝承の場に気軽に参加しやすい体制づくりを構築します。</p>

(4)生涯学習環境の整備

ふるさと富岡の文化は、多くの人々の「暮らし」や「交流」により発展し次世代へ受け継がれていきます。

地域と関わり、人が人らしく生きるための生涯学習環境を推進するため、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
生涯学習環境の整備	<p>○富岡町総合スポーツセンターや文化交流センターの復旧・整備、充実</p> <p>各種講演会の開催や図書館の利用などの文化活動や、スポーツ教室やスポーツイベントなどのスポーツ活動といった交流活動の拠点施設の復旧・整備を行います。</p> <p>○生涯学習やスポーツ教育の指導者育成と資質向上</p> <p>帰還した町民の文化・レクリエーション、スポーツ活動を支える指導者の育成・技術向上に向けた研修などを行います。</p> <p>○スポーツと環境・エネルギーに特化した大学等の誘致やネット環境を利用した教育機会の提供</p> <p>スポーツと環境・エネルギーといった関心の高い分野の大学誘致や教育情報提供の仕組みづくりを行います。</p>

(5)地域コミュニティの再生による地域の絆の強化

震災以前の地域コミュニティの維持は困難な状況にあります。町内で生活を営む方々全てが共助の精神をもち、後に帰還する方々が安心して暮らせるために、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
地域コミュニティの再生	<p>○地域主体のまちづくりの推進</p> <p>地域が主体となった活動を活性化するため、行政区長を始めとした多くの団体と共に地域の連携強化や活動への支援、地域をけん引する新たなリーダーを育成します。これら取り組みを推進することで、多くの老若男女がまちづくりに関わり、魅力ある富岡町を目指し、人と人がつながり合う取り組みへ展開します。</p> <p>○現在の富岡町の様子を伝える画像情報のデータベース構築やアルバム整備</p> <p>現状の富岡町の復旧状況を誰もが把握できるよう、行政や町民等が撮影する町の様子が分かる画像データ（静止画や動画など）を一元的かつ即地的に保管し発信を行います。</p> <p>○町民自らが運営する放送局など多様な媒体を活用した情報発信</p> <p>町民自らの運営によるラジオや新聞など、積極的な情報発信を行います。</p> <p>○高度情報通信技術(I C T)ツールの活用や顔の見える語らいなど双方向の情報交流の場づくり</p> <p>携帯端末を日常的に使用する若年層、紙媒体や人との語らいが中心となる高齢者層といった性別、年代に応じた情報伝達手段を多様に確保した上で、復旧・復興、原発等に関する情報の提供を行うとともに、双方向での情報交換ができる場の創出に取り組みます。</p>

	<p>○複合商業施設の活用などによるよろず相談や交流・休息・語らいの場づくり</p> <p>誰もが気軽に立ち寄り、情報を得、語らい、気軽に相談できる場を創出し、運用するための体制を構築します。</p> <p>○高度情報通信技術(I C T)などの活用による同世代間・異なる世代間の交流の場づくり</p> <p>子どもや子育て世代のお母さんたち同士が情報を交換できる Facebook、Twitter、LINE 等の SNS 上の情報交流の場を提供します。</p> <p>○次世代への“ふるさと富岡”の継承</p> <p>子供たちが富岡の震災前、震災、そして震災後の様子や取組などを様々な媒体で触れることのできる学習教材の作成と、それに触れる授業等の機会を設けます。</p>
--	--

(6)関係機関の連携強化

「ふたばは一つ」を再認識し、近隣町村の広域連携をさらに強化することが大切です。町内外を問わず、整備された施設の利用を円滑に進めるため、以下の施策に取り組みます。

施 策	具体的な取り組み
復旧・復興の情報交換、広域連携の強化	<p>○各町村の復旧・復興の取り組み</p> <p>各市町村における復旧・復興の取り組みを相互に共有、活用し、協力しあえる体制づくりに取り組みます。</p> <p>○円滑な施設利用</p> <p>各町村が保有する施設を郡内どこでも利用できる体制づくりを検討します。</p>

参考資料

人口推計

(1)人口推計の目的

町が目指す復興の姿は、自然豊かで賑わいと活気があふれた震災以前の姿であり、震災前（平成 22 年度）の人口 16,001 人が暮らしていた町です。

しかし、避難生活が長期化し、多くの住民は避難先の自治体で新たな生活を始めているとともに、放射線量をもたらす風評被害、生活する上での不便さ等により、生活する場として本町を選択してもらうことは非常に難しく、町の復興は逆境に立たされているのが現実です。

町は、一步一步着実に復興を歩み、ふるさとに戻って生活したいと願う声が少しでも増加するよう、本計画の最終年度である 2019（平成 31）年度末の居住目標人口（※1 重要業績評価指標）を設定するため人口推計を行いました。

(2)推計期間

推計期間は、国勢調査の実施年次に対応し、2010（平成 22）年～2040（平成 52）年まで 5 年ごとの 30 年間としました。

(3)推計方法

人口推計は、コーホート要因法にて行いました。

2010（平成 22）年の 5 歳階級別男女別人口（国勢調査）をベースに、封鎖人口を推計し、封鎖人口に住民意向調査で把握した帰還割合（5 歳階級別）を乗じて推計しました。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の方法をもとに、5 年ごとに推計を実施しました（国勢調査の年度にあわせる）。

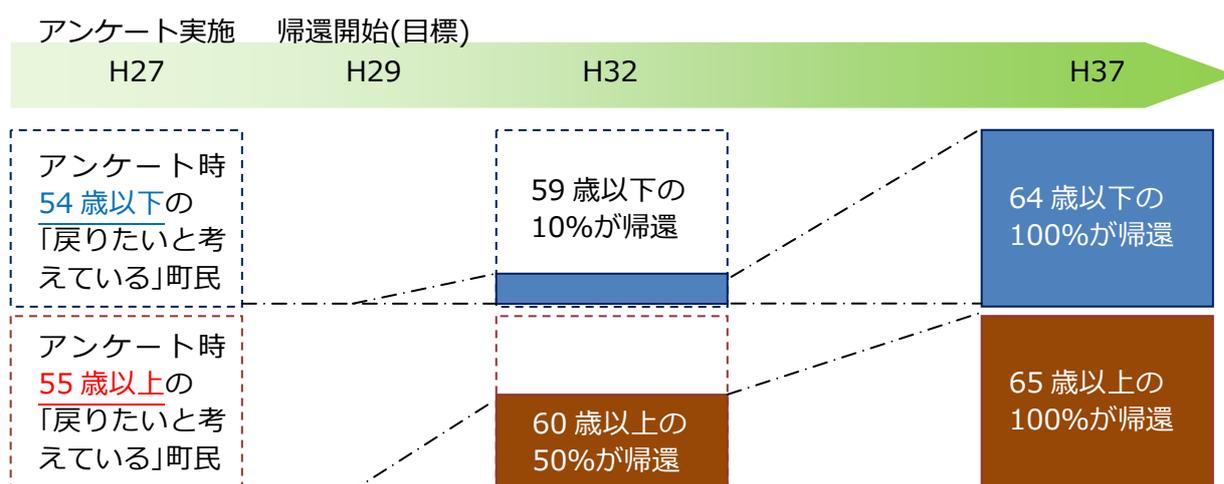
(4)推計にあたっての条件設定

人口推計にあたっては、住民意向調査（復興庁、平成 27 年 8 月）における帰還意向と帰還希望時期に関する回答結果（巻末の参考資料を参照）をもとに、町民の帰町意向を反映させることを基本とし、以下の条件を設定しました。

- ・「戻りたいと考えている」町民の100%、「まだ判断がつかない」町民の25%が平成37年までに帰還。
- ・帰還希望時期について「時期は決めていないがいずれ戻りたい」「無回答」の数值は、以下の比率で配分。
「解除～平成32年に帰還」：「平成32年～平成37年に帰還」=3：5
- ・各年とも、町外から廃炉従事者が1,600人転入し町内に居住するものと仮定（廃炉従事者は30～59歳男性で、全員が転入後5年以内に転出するものとする）。
- ・平成37年以降の人口推移は、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年5月に公表した福島県の仮定値（社会増減、子ども女性比）を適用。
上記の条件設定の下、平成37年に至るまでの住民の帰還パターンに応じ、3つのケース（ケースa～c）を設定しました。

①ケースa （復興まちづくり計画(H26.3)の条件設定を踏襲）

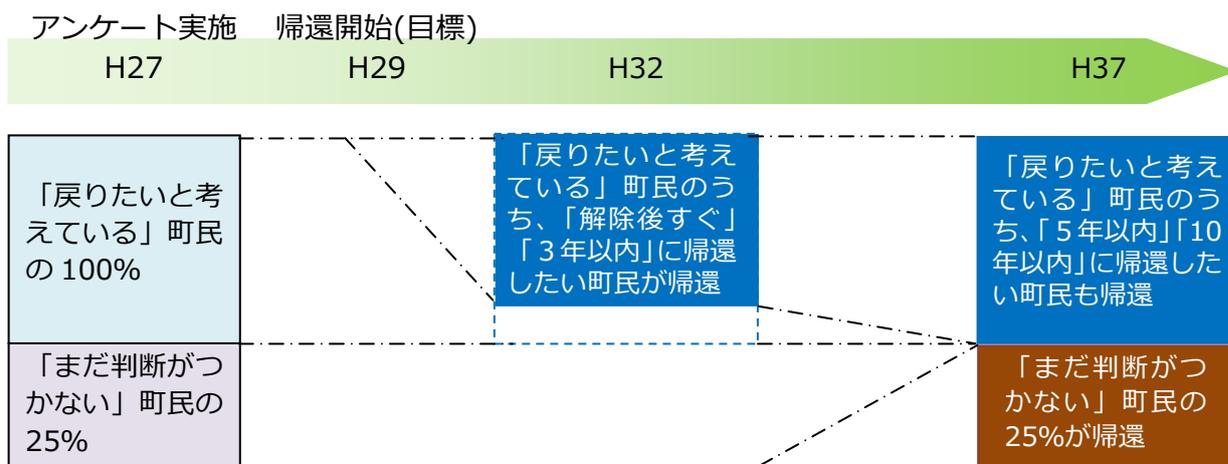
- ・帰還意向を有する町民（「戻りたいと考えている」町民と「まだ判断がつかない」町民の25%の合計）のうち、帰還開始（目標）から間もない平成32年時点では、60歳以上が50%、59歳以下（主にファミリー層）が10%帰還。
- ・さらに5年後の平成37年には、帰還意向を有する町民の全てが帰還。
- ・帰還希望時期の回答結果は、反映させていない。



※1 重要業績評価指標（じゅうようぎょうせきひょうかしひょう、英：Key Performance Indicators, KPI）は、組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群である。

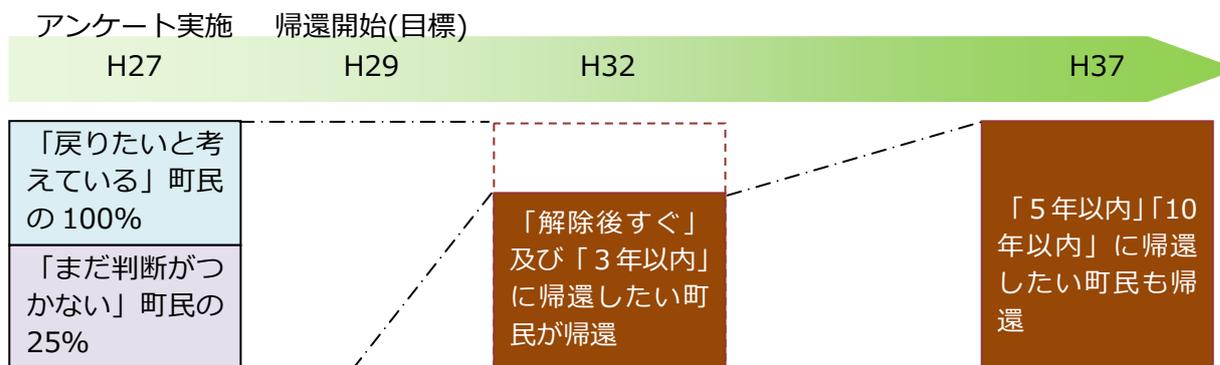
②ケースb

- ・「戻りたいと考えている」町民のみ、住民意向調査の帰還希望時期にしたがい帰還（帰還希望時期を「解除後すぐ」「3年以内」としている人々は平成32年までに、残り的人々は平成37年までに帰還）。
- ・「まだ判断がつかない」町民の25%は、解除～平成32年の間には帰還せず、平成32年～平成37年の間に帰還。



③ケースc

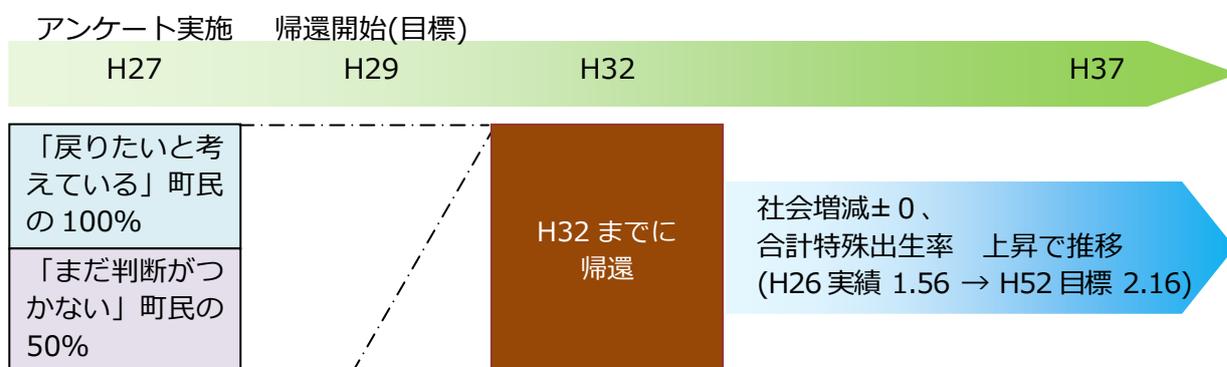
- ・帰還意向を有する町民（「戻りたいと考えている」町民と「まだ判断がつかない」町民の25%の合計）が、住民意向調査の帰還希望時期にしたがい、同時に帰還（帰還希望時期を「解除後すぐ」「3年以内」としている人々は平成32年までに、残り的人々は平成37年までに帰還）。



これらケースa～cに加え、参考として「福島県人口ビジョン」において県が設定した条件を用いた人口推計（ケースd）もあわせて実施しました。

④ケースd（福島県の中位推計モデル（「福島県人口ビジョン」で設定））

- ・「戻りたいと考えている」町民の100%、「まだ判断がつかない」町民の50%が平成32年までに帰還。
- ・合計特殊出生率は、平成26年の1.56から一律に上昇し、平成52年に2.16に達する。
- ・平成32年以降の社会増減は、±0で推移。
- ・各年とも、町外から廃炉従事者が1,600人転入し町内に居住するものと仮定（廃炉従事者は30～59歳男性で、全員が転入後5年以内に転出するものとする）。



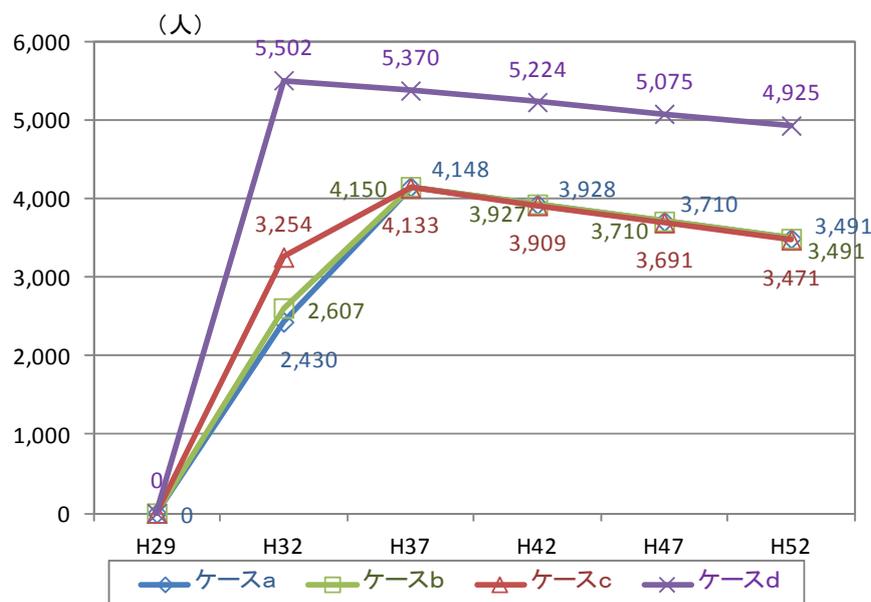
(5)推計結果

帰還開始（目標）から3年後の平成32年時点の推計人口は、ケースdが約5,500人と最も多く、次いでケースcが約3,300人で、ケースbが約2,600人、ケースaが約2,400人となっています。

帰還開始（目標）から8年後の平成37年時点では、ケースa～cはいずれも約4,100人となっており、平成25年の住民意向調査結果に基づいて推計した復興まちづくり計画(平成26年3月)における同年の推計人口と一致します。一方、ケースdは約5,300人と、ケースa～cの人口より1,000人多い値となっていますが、平成32年に比べて若干減少しています。

ケースcは、「戻りたいと考えている」町民と「まだ判断がつかない」町民に、帰還希望時期の意向を一律に反映させており、帰還開始（目標）から3年後の推計人口が約3,200人と、比較的大きな値となっています。

ケースbは、「戻りたいと考えている」町民にのみ帰還希望時期の意向を反映させており、「まだ判断がつかない」町民が帰還を判断するまでに一定のタイムラグが生じることを想定し、帰還開始（目標）から3年後の推計人口は約2,600人と、ケースcより小さな値となっています。



(単位:人)

	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)
ケースa	2,430	4,148	3,928	3,710	3,491
ケースb	2,607	4,150	3,927	3,710	3,491
ケースc	3,254	4,133	3,909	3,691	3,471
ケースd	5,502	5,370	5,224	5,075	4,925
【参考】 震災前推計値	14,997	14,513	13,982	13,364	12,677

(6)将来人口フレーム

富岡町復興まちづくり計画（平成26年3月）においては、主に平成25年度の住民意向調査（復興庁）の結果をベースに、町民の帰還意向に応じた人口規模や年齢構成などを想定しながら、平成37年の人口を4,100人と推計しました。

本計画においては、平成27年度の住民意向調査（復興庁）の結果を用い、現時点で最新の町民の意向を反映させた人口推計を行いました。

その結果、最新の住民意向調査の結果を用いても、平成37年の推計値は概ね4,100人前後となりました。

また、本計画の目標年次である平成31年度末（平成32年）の推計値は、ケースa～cでは約2,400人～3,300人、福島県の中位推計モデルを用いたケースdでは約5,500人となりました。

人口推計に関する補足資料

1) コーホート要因法について

○コーホートとは

同年または同期間に出生した一かたまりの集団。

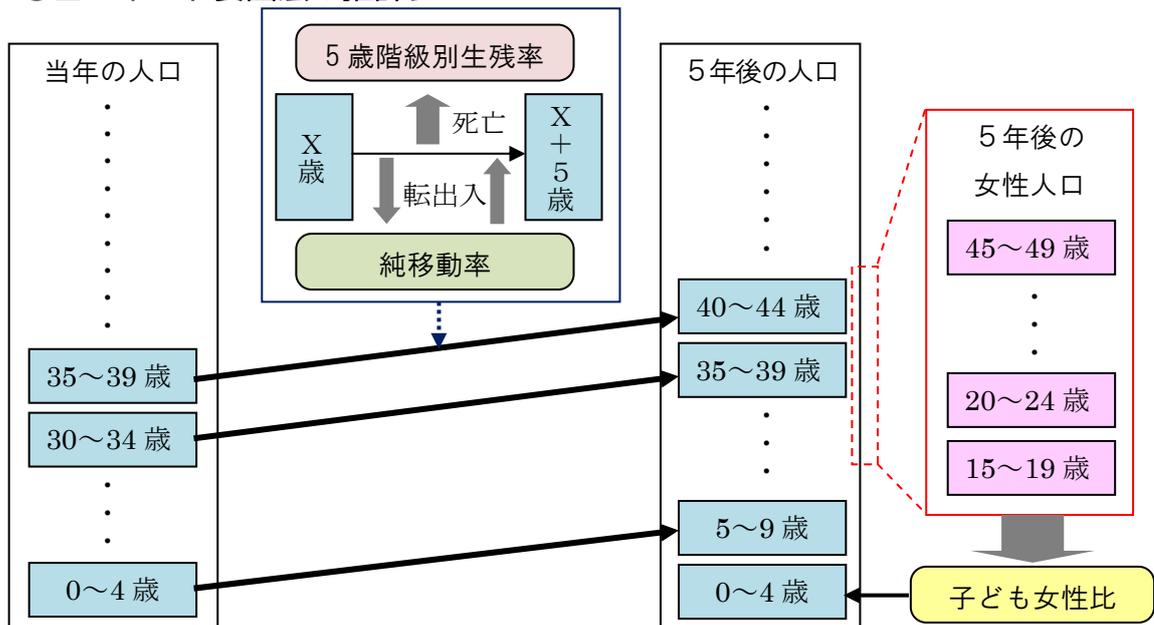
- ・1年ごとに人口予測する場合・・・「同じ年に生まれた人々の集団」
- ・5年ごとに人口予測する場合・・・「ある5年間に生まれた人々の集団」を指す。

※今回の人口予測では、コーホートを「ある5年間に生まれた人々の集団（男女別）」として扱う。

○コーホート要因法とは

コーホートごとに時間経過に応じた人口の自然増減（出生、死亡）と純移動（転出入）を反映させて推計を行う方法。人口増減のメカニズムに最も忠実な予測方法として、国内外の人口推計等で広く用いられている。

○コーホート要因法の推計フロー

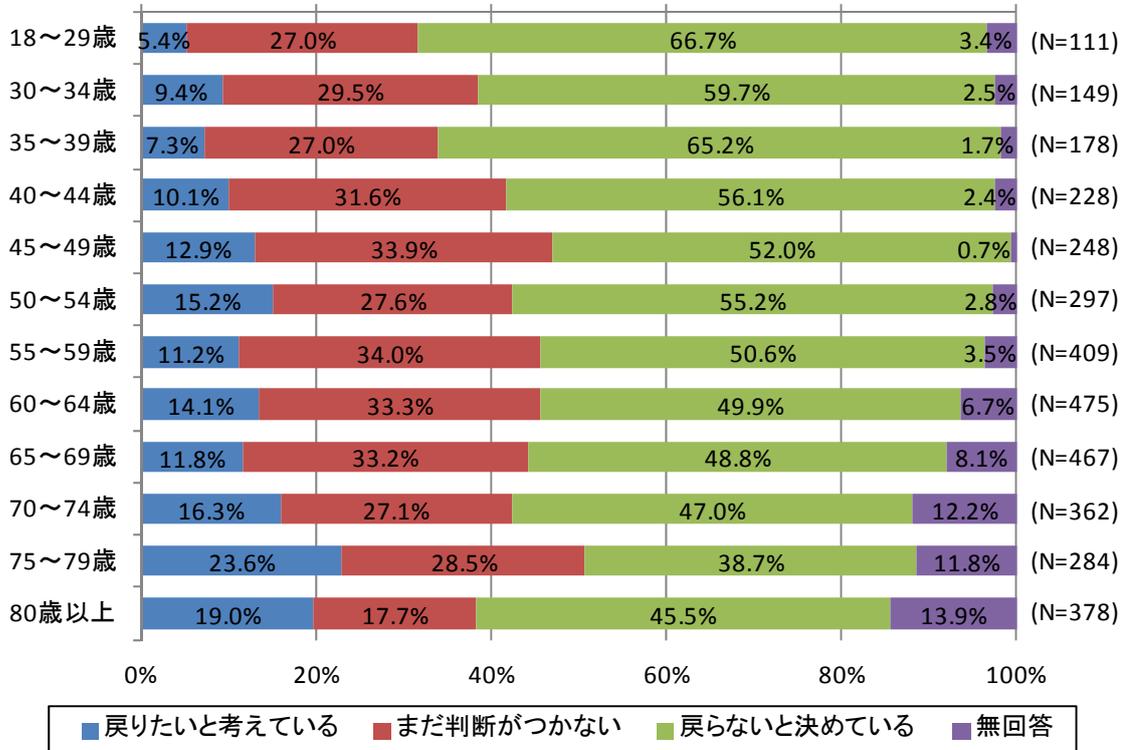


※用語解説

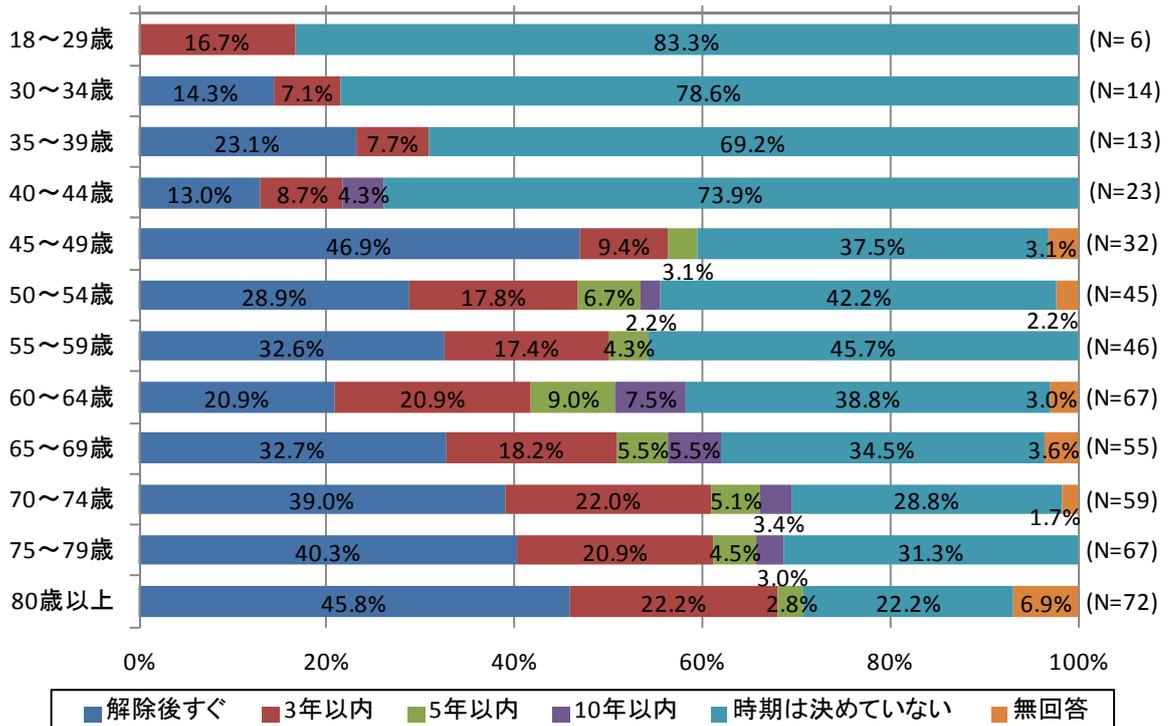
- ・生残率・・・ある年次の男女別年齢（5歳階級）別人口が5年後に生き残る確率
- ・純移動率・・・基準年次における男女別年齢（5歳階級）別人口について、5年前からの転入超過数を、5年前の男女別年齢（5歳階級）別人口で割った値
- ・子ども女性比・・・ある年次の0～4歳人口（男女計）を、同年の15～49歳女性人口で割った値

2) 人口推計に適用した H27 住民意向調査の結果

○年代別帰還意向



○避難解除後、帰還したい時期（「戻りたいと考えている」人のみ回答）



3) 町外からの人口流入の条件設定

- ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議 事務局会議（第6回）の【資料2】中長期ロードマップ進捗状況（概要版）において、平成25年3～5月のうち、1ヶ月平均で実際に業務に従事した人数（協力企業作業員及び東電社員）を6,300人としており、これを基準値として設定した。
- ・上記で基準値とした6,300人のうち、今後、福島第一原子力発電所の南側で直近の拠点となる富岡町に基準値の半分である3,150人が入り、その中で約半数が町内に居住するものとして、町内に居住する廃炉技術者・作業員を1,600人とした。
- ・上記で算出した転入者1,600人は男性のみとし、年代分布を右表の通り仮定した。
- ・転入者は、5年以内に転勤等で全て入れ替わるものとし、基準年次から5年後のコHORTには反映されないものとした。

年齢層	流入者数(人)
30～34歳	200
35～39歳	200
40～44歳	300
45～49歳	300
50～54歳	300
55～59歳	300
合計	1,600

○富岡町帰町検討委員会 委員

(敬称略)

所属等	役職	氏名
富岡町商工会 理事	委員長	渡辺 正義
双葉地方町村会 常務理事	副委員長	秋元 正國
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島環境安全センター 特任参与 ※福島県原子力発電所の廃炉に関する 安全監視協議会 構成員	委員	石田 順一郎
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任教授 農・環境復興支援部門 放射能汚染対策担当マネジャー ※富岡町除染検証委員会 委員長	委員	河津 賢澄
福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難地域復興課長	委員	守岡 文浩
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター 特任教授 いわき・双葉地域支援サテライト長	委員	仲井 康通
福島県双葉警察署 副署長 ※双葉地域復興治安対策官	委員	小林 安雄
双葉地方広域市町村圏組合 富岡消防署長	委員	中嶋 忠
双葉地方医師会 会員	委員	今村 諭
富岡町社会福祉協議会 事務局長	委員	渡辺 清治
富岡町農業復興組合 組合長	委員	遠藤 祝穂
富岡町教育委員会 教育委員	委員	猪狩 いづみ

○検討経緯

日時・場所	主な議事内容
第1回 富岡町帰町検討委員会 平成27年11月11日 10:00～12:30 富岡町役場 郡山事務所	○富岡町帰町検討委員会設置の趣旨 ○委員長及び副委員長の選出 ○帰町計画作成工程 ○人口推計 ○帰町にかかる考慮すべき要件の整理
第2回 富岡町帰町検討委員会 平成27年12月21日 14:00～17:00 富岡町役場 郡山事務所	○町の現況調査確認 ○帰町にかかる考慮すべき要件 ○人口推計
第3回 富岡町帰町検討委員会 平成28年1月28日 13:30～16:00 富岡町役場 郡山事務所	○富岡町帰町計画（素案）に対する意見
第4回 富岡町帰町検討委員会 平成28年2月19日 13:30～16:00 富岡町役場 郡山事務所	○富岡町帰町計画（案）に対する意見